# 平成 29 年度 障害福祉施設·事業所団体説明会 説明資料

日時: 平成29年4月26日(水) 14時~

会場: 神奈川県民ホール 小ホール

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課

# 目次

### 平成 29 年度当初予算の概要

資料1-1

障害者の地域生活への支援に係る平成29年度当初予算の概況

資料1-2

障害福祉課(共生社会推進課を含む) 平成 29 年度当初予算の概要

資料1-3

がん・疾病対策課(精神保健グループ)平成29年度当初予算の概要

## 実地指導結果及び事故報告の概要

資料2-1

平成 28 年度 障害者総合支援法及び児童福祉法 実地指導等結果

資料2-2

事故報告について

### 制度及び施策に係る情報提供

資料3-1

業務管理体制の整備に関する事項の届出について

資料3-2

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正 について

資料3-3

平成 29 年度神奈川県サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修の実施 について

資料3-4

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について

資料3-5

社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について

資料3-6

補助金等に係る財産処分等について

資料3-7

障害福祉施設等における防犯に係る安全確保の点検及び取り組み状況の調査について

### 資料3-8

障害児入所施設に入所する 18 歳以上の障害者の成人サービスへの移行支援について 資料 3 - 9

障害者虐待について

資料3-10

平成 29 年度神奈川県強度行動障害支援者養成研修 実施予定

資料3-11

平成 29 年度神奈川県相談支援従事者研修 実施予定

資料3-12

神奈川県小児等在宅医療連携拠点事業

資料3-13

神奈川県介護賞、神奈川県社会福祉関係者等表彰、かながわ福祉みらい賞

資料3-14

福祉サービス第三者評価について

資料3-15

神奈川県地域生活定着支援センターについて

資料3-16

手話講習会を開催してみませんか

### 講演「労働基準関係法令について」

資料4-1

労働基準法の基礎知識

資料4-2

介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント

# 障がい者の地域生活への支援に係る 平成29年度当初予算の概況

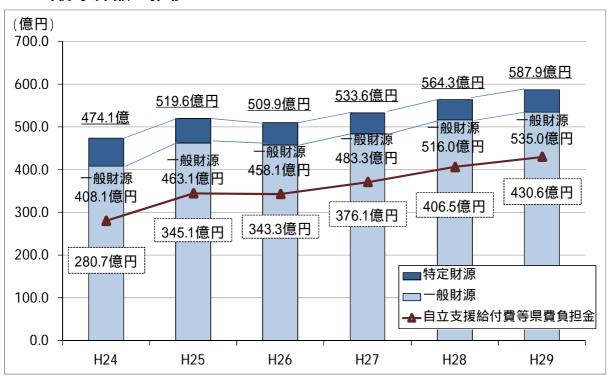
## 平成29年度当初予算額

	28年度当初予算	29年度当初予算	(対前年度増減額 伸び率)
障害福祉課	546億1千万円	569億3千万円	23億2千万円 +4.2%
がん・疾病対策課	7億8千万円	8億 2 千万円	4 千万円 + 5.1%
その他	10億3千万円	10億3千万円	増減なし
計	564億3千万円	587億9千万円	23億6千万円 +4.2%

かん・疾病対策課の当初予算額は、課全体の予算額のうち、精神保健医療に関する予算額のみを抽出している。

表中の数値は、表示単位未満切捨てのため、符合しないことがある。

# 当初予算額の推移



障害者自立支援給付費等負担金(障害福祉サービス、自立支援医療等) 平成28年度当初予算額 406.5億円

平成29年度当初予算額 430.6億円 (+24.1億円 +5.9%)

# 障がい者が地域で安心してくらせるしくみづくり

予算額:587億9,487万円

### 【目的】

津久井やまゆり園事件を踏まえ、園の再生に向けた取組みや「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発、共感 行動を拡げるための共生フェスタ(仮称)を開催するなど、ともに生きる社会の実現に向けた取組みを実施する。 また、障がい者の地域生活を支えるため、県の役割である広域的、専門的な取組みを実施するとともに、全県的な 地域生活の支援の充実を図る観点から、市町村の取組みを総合的に支援する。

区分	主な事業名及び事業内容	29年度 当初予算額			
(1)	ともに生きる社会かながわ憲章の実現に向けた取組み	4,158万円			
	新 ともに生きる社会推進事業費 「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を全国に向けて発信し、共感を広げていくため、共生フェスタ(仮称)を開催するとともに、事件の発生した7月26日を含む1週間を「ともに生きる社会かながわ推進週間」として定め、集中的な普及啓発等に取り組む。	3,155万円			
	一部 新 障害者理解促進事業費 障害者差別解消法を踏まえ、障がいを理由とする差別に関する相談をワンストップで受ける相談窓口を設置するとともに、12月の障害者週間に差別解消フォーラムを開催する。また、内部障がいなどの方を対象としたヘルプマークの普及啓発に取り組む。	1,003万円			
(2)	津久井やまゆり園事件の再発防止に向けた取組み	1億1,651万円			
	一部 新 県立障害福祉施設の安全管理体制の強化・充実 県立障害福祉施設の安全管理体制を強化・充実するため、指定管理施設にお ける夜勤従事職員を増員する。	8,901万円			
	民間障害福祉施設防犯体制強化事業費補助 民間の障害福祉施設の安全管理体制を強化・充実するため、防犯カメラ等を 設置する事業者に対して補助する。	2,629万円			
	新 社会福祉施設危機管理アドバイザー派遣事業費 社会福祉施設における安全対策や危機管理に関する知識を向上させるため、 防犯の専門家を講師とした講習会を開催するとともに、希望する施設へアドバイザーを派遣する。	120万円			
(3)	津久井やまゆり園の再生に向けた取組みの実施	2,095万円			
	新 津久井やまゆり園除却設計調査費 津久井やまゆり園(相模原市緑区千木良)の再生のため、除却工事の実施設計や各種調査等を行う。	2,095万円			
(4)	障害者総合支援法に基づく支援の実施	451億7,978万円			
ア	障害福祉サービス等の利用に係る費用の負担	430億9,600万円			
	障害者自立支援給付費等県費負担金 障がい者及び障がい児の自立した日常生活や社会生活を支援するため、障害 者総合支援法等に基づく障害福祉サービスに係る費用を市町村等に対して交付 する。	430億6,946万円			
	その他育成医療費負担金	2,654万円			
1	・   障害者地域生活支援事業の実施				
	障害者地域生活支援事業費補助 障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、ストーマ装具等を支給する「日常生活用具給付等事業」や外出時に付き添い等の支援を行う「移動支援事業」等の地域生活支援事業を実施する市町村に対して補助する。	18億1,709万円			
	障害者地域生活支援事業費 障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、広域的、専門的な観点から、発達障害者支援センターにおいて、専門性の高い相談支援事業や人材育成等を行う。	2億6,669万円			

区分	主な事業名及び事業内容	29年度 当初予算額
(5)	障害者の地域生活を支援する事業	134億3,604万円
ア	障害福祉サービス等の提供体制の整備	18億8,800万円
	障害者就業・生活支援センター事業費 障がい者の職業生活における自立を図るため、就職や職場への定着が困難な 障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、「障害者就業・生活支援セン ター」において、対象者の家庭や職場の訪問等により、就業、日常生活、社会 生活上の支援を行う。	4,238万円
	民間障害福祉施設整備費補助 障がい者の地域生活の維持、継続を図るとともに、地域移行を促進するため、重度障がい者にも対応する日中活動の場及び住まいの場を新たに整備する事業者に対して補助する。	1億6,779万円
	障害福祉施設消防用設備整備費補助 グループホーム等において火災が発生した際の甚大な被害を防ぐため、共同 生活援助事業所のスプリンクラー整備に対して補助する。	5,115万円
	障害者グループホーム等サポートセンター事業費 グループホーム等の設置、利用を促進するため、法人等に対しグループホーム等の設置、運営に関する助言等を行うとともに、グループホーム等の職員の支援技術や人権意識の向上を図るため、研修を行う。	203万円
	障害児施設入所児成人サービス等移行支援事業費補助 民間障害児入所施設に入所する障がい児が成人サービス等に円滑に移行でき るようにするため、コーディネーターとなる職員を配置する取組みに対して補 助する。	426万円
	短期入所強化事業費補助 障がい者の地域生活の維持、継続を図るため、短期入所事業所が在宅重度障がい者等の障害特性に応じたサービスを提供するために必要とする施設整備などに対して補助する。	510万円
	障害福祉サービス地域ネットワーク強化事業費 重度障がい者への地域生活支援を充実するため、障害保健福祉圏域に整備し た障害福祉サービス等地域拠点事業所にケースマネージャー等を配置し、地域 の事業所間のネットワーク形成を図る。	3,233万円
	市町村事業推進交付金(障害者地域生活支援関連事業分) グループホームの設置及び運営に対する補助や、障がい者の最も身近な活動 拠点である地域活動支援センターの事業に対する補助など、障がい者の生活支 援に係る市町村が実施する8事業に対して交付する。	7億 403万円
	民間社会福祉施設整備借入償還金補助 民間障害福祉施設の施設整備の促進を図るため、福祉医療機構又は社会福祉 協議会から借り入れた額の償還に要する費用の一部を補助する。	5億1,093万円
	新 リハビリテーションロボット普及推進事業費 リハビリテーションロボットに関する専門的な相談窓口「かながわリハビリロボットクリニック(仮称)」を設置し、筋電義手をはじめリハビリテーションロボット全般の相談や実証実験の調整などを行う。	2,000万円
	その他 障害児処遇委託費など6事業	3億4,796万円
1	障害福祉サービス等に従事する者の確保及び質の向上	1億2,182万円
	相談支援従事者等養成・確保推進事業費 相談支援従事者等のさらなる質の向上や地域支援の強化、専門性の強化を図 るため、相談支援専門員を対象とした専門的な研修を実施する。	980万円
	② 障害者虐待防止・権利擁護推進事業費 障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応を図るため、障がい者虐待 防止の拠点となる「障害者権利擁護センター」において相談を受けるととも に、障害者虐待防止の研修を行う。	626万円
	② 重度重複障害者等支援看護師養成研修事業費 障がい者の医療環境等の充実を図るため、重症心身障害児者施設等の看護師 に対する専門研修を行うとともに、看護学生や看護師等を対象に、福祉現場に おける看護に関する普及啓発研修を行う。	153万円
	② かながわ成年後見推進センター事業費 判断能力が十分でない障がい者等の権利擁護を推進するため、かながわ成年 後見推進センターにおいて、新たに法人後見に取り組む市町村社会福祉協議会 への助言指導等を行う。	2,190万円

区分	主な事業名及び事業内容	29年度 当初予算額
	② 喀痰吸引等研修支援事業費(再掲) たんの吸引等の医療的ケアを行う介護職員を養成する際の課題に対応するため、実地研修先の確保や喀痰吸引等研修の受講に要する費用の一部を負担するとともに、介護職員のフォローアップ研修を行う。	1,491万円
	⑤ 喀痰吸引等研修事業費 訪問介護事業所等において、たんの吸引等の医療的ケアに関する専門的知識、 技術を持つ介護職員を養成するため、特定の対象者に、喀痰吸引等の処置が可 能となる研修(第三号研修)を行う。	854万円
	⑤ 精神障害者ホーム ヘルパー研修事業費 精神障がい者の居宅介護支援に従事する人材の確保及びサービスの質の向上 を図るため、精神障がい者の特性を理解したホームヘルパーの養成研修及び現任者研修を行う。	222万円
	② 福祉サービス苦情解決事業費補助 障がい者等の福祉サービス利用者の権利擁護を推進するため、福祉サービス への苦情に対する相談・助言・斡旋等を行う苦情解決事業に対して補助する。	2,532万円
	その他 障害児等療育支援事業費など4事業	3,132万円
ゥ	地域で生活する障害者のための社会環境の整備等	84億6,201万円
	② 重度障害者医療給付事業費補助 重度障がい者の健康の保持及び増進を図るため、重度障がい者の医療費助成を行う市町村に対して補助する。	51億2,123万円
	② みんなのバリアフリー街づくり推進事業費 バリアフリーの街づくりの取組みを推進するため、「神奈川県バリアフリー 街づくり推進県民会議」を通して、広く県民意見を収集するとともに、普及啓発事業を行う。また、カラーバリアフリーの普及促進を図るため、事業者や地域福祉の担い手を対象とした研修会を開催するほか、アドバイザーの派遣等を行う。	500万円
	③ 在宅重度障害者等手当支給費 障がい者福祉の増進を図るため、在宅の重度障がい者等に対し手当を支給する。	5億7,498万円
	③ 心身障害者扶養共済制度実施費 障がい者の将来に対する経済的な不安を軽減するため、保護者が死亡した場合などに、障がい者に年金を支給する。	4億6,733万円
	② 障害児施設等措置費 障害児施設に入所する障がい児の処遇向上と施設経営の健全化を図るため、 入所児の養育及び医療に要する経費を負担する。	6億8,690万円
	③ 障害児入所給付費 障がい児の福祉増進を図るため、指定障害児入所施設等に入所する児童に係 る医療費等費用の一部を補助する。	3億9,277万円
	新 ④ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助 障害者総合支援法による補聴器支給の対象とならない軽度・中等度難聴児の 言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器購入費用 を助成する市町村に対して補助する。	329万円
	その他 福祉バス運行事業費など54事業	12億1,049万円
ェ	県立施設の維持運営費等	
	一部 新 ③ 県立障害福祉施設維持運営費等 県立障害福祉施設等の運営等にかかる経費	29億6,420万円

平 成 2 9 年 度

当初予算の概要

障 害 福 祉 課

# 平成29年度当初予算の概要 (障害福祉課)

# 平成29年度当初予算・平成28年度当初予算 比較表

(単位:千円)

	平成29年度	平成28年度	比較増減額	増減率	貝		<u>平位:113)</u> 訳
	当初予算額 A	当初予算額B	A - B	A/B	国庫支出金	その他	一般財源
保健福祉局	400,757,507	383,590,242	17,167,265	104.5%	36,089,816	29,446,015	335,221,676
障害福祉課	56,932,090	54,628,806	2,303,284	104.2%	3,421,079	1,084,468	52,426,543
5款 民生費	56,922,859	54,618,853	2,304,006	104.2%	3,421,079	1,084,468	52,417,312
6款 衛生費	9,231	9,953	722	92.7%	0	0	9,231

# 2 事業別予算額(1)5款民生費

<u> </u>	亲闭卫身 5款 民	<sup>字 积</sup> 生費				ı	(単位:千円)
項	目	事業		細事業	29年度 当初予算額	28年度 当初予算額	比較増減
障害 福祉	障害福 祉総務	障害者自立支援 等給付費	1-1	障害福祉サービス費等 負担金	29,017,376	27,379,271	1,638,105
費	費		1-2	障害者自立支援医療費 負担金(更生医療)	2,876,321	2,926,291	49,970
			1-3	障害者自立支援医療費 負担金(精神通院医療)	4,809,153	4,761,156	47,997
			1-4	障害者療養介護医療費 負担金	203,655	155,406	48,249
			1-5	障害者補装具購入費等 負担金	480,360	460,047	20,313
			1-6	相談支援給付費等負担 金	325,030	335,661	10,631
			1-7	障害児通所給付費負担 金	5,357,571	4,612,292	745,279
		ともに生きる社会 推進事業費	2	ともに生きる社会推進事 業費	31,550	-	31,550
		障害福祉諸費	3	障害福祉推進費	17,741	22,117	4,376
			4	社会福祉施設危機管理 アドバイザー派遣事業費	1,209	-	1,209
			5	障害者団体育成費	1,128	1,128	-
			6	障害サービス推進費	3,781	4,241	460
		障害福祉施設指 定管理費	7	障害福祉施設指定管理 費	1,788,431	2,045,722	257,291
		民間障害福祉施 設安全管理体制 緊急整備費補助	8	民間障害福祉施設防犯 体制強化事業費補助	26,297	-	26,297
		軽度·中等度難聴 児補聴器購入費 補助	9	軽度·中等度難聴児補聴 器購入費補助	3,297	-	3,297
		障害者地域生活 支援事業費	10-1	障害者地域生活支援事 業費補助	1,817,094	1,783,212	33,882
			10-2	障害者地域生活支援事 業費	265,711	263,660	2,051
		障害福祉施設等 地域サービス事	11	障害者生活支援事業費	31,477	31,850	373
		業費	12	障害福祉サービス地域 ネットワーク強化事業	32,337	32,522	185
			13	重度重複障害者等支援看 護師養成研修事業	1,531	1,531	-

項	目	事業		細事業	29年度 当初予算額	28年度 当初予算額	比較増減
障害 福祉	障害福 祉総務	障害福祉施設整 備費補助	14	障害福祉施設整備費補 助	218,943	80,184	138,759
費	費	障害福祉地域 サービス推進事	15	グループホーム等居住 支援事業費	2,039	2,039	-
		業費	16	短期入所強化事業費	5,100	6,000	900
		民間社会福祉施 設整備借入償還	17	金沢若草園民間移譲推 進事業費補助	10,680	10,680	-
		金補助	18	民間社会福祉施設整備 借入償還金補助(障害	510,935	586,680	75,745
		民間社会福祉施 設運営費補助	19	民間社会福祉施設運営費補助(障害福祉施設)	134,831	128,819	6,012
		障害者総合支援 法等施行事務費	20-1	障害者総合支援法施行 事務費	40,972	22,454	18,518
			20-2	障害手帳交付事務等シ ステム運用事業費	3,603	6,325	2,722
		神奈川県障害者 施策審議会費	21	神奈川県障害者施策審 議会費	1,166	778	388
		障害者虐待防止 権利擁護推進事	22-1	障害者権利擁護センター 事業費	4,314	4,351	37
		業費	22-2	障害者虐待防止·権利擁 護研修事業費	1,946	2,274	328
		障害者地域活動 支援事業費	23	福祉的就労促進事業費	14,774	20,600	5,826
		<b>火</b> 坂 尹未貝 	24	福祉バス運行事業費	35,975	35,776	199
			25	障害者就労生活支援事 業費	42,381	45,565	3,184
		障害者生活環境 改善促進事業費	26	重度障害者住宅設備改 良費補助	21,605	32,380	10,775
		特別障害者手当 等給付費	27	特別障害者手当等給付 費	66,644	68,281	1,637
		心身障害者扶養 共済制度実施費	28	心身障害者扶養共済制 度実施費	467,330	470,881	3,551
		在宅重度障害者 等手当支給費	29-1	在宅重度障害者等手当 支給費	574,980	575,100	120
			29-2	又紹貸(事務貸)	3,676	3,658	18
		重度障害者医療 給付事業費補助	30	重度障害者医療給付事  業費補助	5,121,231	5,224,032	102,801
	障害 措置費	障害児保護措置 費	31	障害児保護措置費	1,080,069	1,064,908	15,161
		民間障害福祉施 設利用者処遇費	32	民間障害福祉施設利用 者処遇費	182,878	199,901	17,023
	障害福 祉施設	津久井やまゆり 園除却費	33	津久井やまゆり園除却 費	20,952	-	20,952
	費	県立障害福祉施 設維持運営費	34	県立障害福祉施設維持 運営費	1,040,175	1,048,199	8,024
			35	県立障害福祉施設備品 等整備費	14,506	3,465	11,041
		県立障害福祉施 設整備費	36	県立障害福祉施設改修 工事費	77,000	27,800	49,200
		総合療育相談センター費	37-1	維持運営費	96,210	93,417	2,793
			37-2	相談等事業費	36,894	36,770	124
社会 福祉 費	諸費	障害者自立支援対策 臨時特例交付金事業 費補助金返納金	38	障害者自立支援対策臨時 特例交付金事業費補助金 返納金	-	1,429	1,429
計					56,922,859	54,618,853	2,304,006
-	I	I		ı			

(2) 6款 衛生費 (単位:千円)

<u>\-/</u>	<u>♥ 17/1   14</u>	<u>,                                    </u>					
項	目	事業		細事業	29年度 当初予算額	28年度 当初予算額	比較増減
公衆 衛生 費	精神保 健福祉	精神障害者措置 費	39	精神障害者措置費	5,952	6,674	722
費	費	精神障害者地域 生活支援事業費	40	精神障害者社会復帰援 助事業費	1,887	1,887	-
			41	精神障害者地域作業指 導事業費	1,392	1,392	-
計					9,231	9,953	722

# 【障害福祉課】

	事業名	事業内容				
1	障害者自立支援等給付費  29 年 度 当 初	障害者及び障害児の日常生活又は社会生活を支援するため、障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービスに係る費用を市町村等に対して交付する。 ・交付先 市町村 ・負担率 1/4(国1/2:市町村へ直接) 精神通院医療は県経由 1 障害福祉サービス費等負担金 29,017,376千円 2 障害者自立支援医療費負担金(更生医療) 2,876,321千円 3 障害者自立支援医療費負担金(精神通院医療) 4,809,153千円 4 障害者療養介護医療費負担金 203,655千円 5 障害者補装具購入費等負担金 480,360千円 6 相談支援給付費等負担金 325,030千円 7 障害児通所給付費負担金 5,357,571千円				
2	ともに生きる社会推進事業費29 年度当初千円予算額31,55028 年度当初千円予算額0比較増減千円31,550	「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を全国に向けて発信し、 共感を広げていくため、共生フェスタ(仮称)を開催するとともに、 事件の発生した7月26日を含む1週間を「ともに生きる社会かながわ 推進週間」として定め、集中的な普及啓発等に取り組む。				
3	障害福祉推進費  29 年 度 当 初	障害者の自立と社会参加を推進するため、各種指導・相談事業のほか啓発事業等を実施する。 障害者差別解消法を踏まえ、障がいを理由とする差別に関する相談をワンストップで受ける相談窓口を設置するとともに、12月の障害者週間に差別解消フォーラムを開催する。また、内部障がいなどの方を対象としたヘルプマークの普及啓発に取り組む。  1 障害福祉推進費 7,709千円2 障害者理解促進事業費 10,032千円				
4	社会福祉施設危機管理アドバイザー派遣事業費    29 年度当初 千円 予 算 額 1,209   28 年度当初 千円 予 算 額 0   比 較 増 減 千円 1,209	社会福祉施設における安全対策や危機管理に関する知識を向上させるため、防犯の専門家を講師とした講習会を開催するとともに、希望する施設へアドバイザーを派遣する。				

5	障害者団体育成費	1 県身体障害者連合会補助事業費 384千円
	29 年度当初       千円         予算額       1,128         28 年度当初       千円         予算額       1,128         比較増減       千円         0	2 県心身障害児者父母の会連盟補助事業費 744千円
7	障害サービス推進費  29 年度当初 千円 3,781 28 年度当初 千円 予 額 4,241 比 較 増 減 千円 460  障害福祉施設指定管理費  29 年度当初 千円 460  障害福祉施設指定管理費  29 年度当初 千円 予 第 1,788,431 28 年度当初 千円 予 第 2,045,722 比 較 増 減 千円 257,291	関係機関との連絡調整及び課の業務遂行のために必要な経費。  1 神奈川県ライトセンター指定管理費 289,990千円 2 神奈川県聴覚障害者福祉センター指定管理費 145,733千円 3 神奈川県愛名やまゆり園指定管理費 264,108千円 4 神奈川県厚木精華園指定管理費 189,241千円 5 神奈川県津久井やまゆり園指定管理費 227,677千円 6 神奈川県三浦しらとり園指定管理費 582,669千円 7 県立障害福祉施設の安全管理体制の強化・充実 89,013千円
8	民間障害福祉施設防犯体制強化事業費補助         29 年度当初       千円         予算額       26,297         28 年度当初       千円         予算額       0         比較増減       千円         26,297	民間の障害福祉施設の安全管理体制を強化・充実するため、防犯力 メラ等を設置する事業者に対して補助する。
9	軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助         29 年度当初       千円         予算額       3,297         28 年度当初       千円         予算額       0         比較増減       千円         3,297	障害者総合支援法による補聴器支給の対象とならない軽度・中等度 難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するた め、補聴器購入費用を助成する市町村に対して補助する。
10	障害者地域生活支援事業費  29 年 度 当 初	障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすること等を目的とし、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施する。  1 障害者地域生活支援事業費補助  1,817,094千円 ・ 補助先 市町村 ・ 補助率 1/4(国1/2:市町村へ直接) (1) 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発事業 (2) 障害者、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業 (3) 相談支援事業

- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見法人後見支援事業
- (6) 日常生活用具給付事業
- (7) 意思疎通支援事業
- (8) 移動支援事業
- (9) 地域活動支援センター機能強化事業
- (10) その他の事業
- 2 障害者地域生活支援事業費

247,615千円

- · 実施主体 県(国1/2)
- (1) 専門性の高い相談支援事業 発達障害者支援センター運営事業費、 高次脳機能障害支援普及事業
- (2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修
- (3) 専門性の高い意思疎通を行う者の派遣事業 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- (4) 広域的な支援事業 障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業等 精神障害者地域生活支援広域調整等事業
- (5) サービス・相談支援者、指導者育成事業 相談支援従事者研修事業、強度行動障害支援者養成研修事業
- (6) その他事業

身体障害者補助犬育成、障害者ITサポートセンター運営、 社会参加推進センター運営、発達障害者支援体制整備等 サービス事業者等のための養成研修事業

3 障害者就業・生活支援センター精神障害者支援体制強化事業 18,096千円

障害者就業・生活支援センターにおける精神障害者への支援体制を 拡充する。

· 実施主体 県(国1/2)

#### 11 障害者生活支援事業費

29	年	度	当	初	十円 千円
予		算		額	31,477
予 28 予	年	度	当	初	千円
予		算		額	31,850
比	較	5	増	減	千円
ᄔ	¥Χ		坦	ル火	373

障害者の自立と社会参加を支援するため、各種福祉サービスの利用 支援、相談支援、就労支援等の事業を実施する。

1 障害児等療育支援事業費

6,640千円

在宅の重度心身障がい児者・知的障がい児、身体障がい児の地域における生活を支えるため、専門スタッフによる居宅訪問等の療育支援を行うとともに、巡回指導により市町村職員等の支援技術の向上を図る。

2 喀痰吸引等研修事業費

8,545千円

訪問介護事業所等において、たんの吸引等の医療的ケアに関する専門的知識、技術を持つ介護職員を養成するため、特定の対象者に、喀痰吸引等の処置が可能となる研修(第三号研修)を行う。

- 3 精神障害者ホームヘルパー研修事業費 2,226千円 精神障がい者の居宅介護支援に従事する人材の確保及びサービスの 質の向上を図るため、精神障がい者の特性を理解したホームヘルパー の 養成研修及び現任者研修を行う。
- 4 相談支援従事者等養成・確保推進事業費 9,800千円 相談支援従事者等のさらなる質の向上や地域支援の強化、専門性の 強化を図るため、相談支援専門員を対象とした専門的な研修を実施す る。
- 5 障害児施設入所児成人サービス等移行支援事業費補助 4,266千円 民間障害児入所施設に入所する障がい児が成人サービス等に円滑に 移行できるようにするため、コーディネーターとなる職員を配置する 取組みに対して補助する。

12	障害福祉サービス地域ネットワーク強化事業費29 年度当初千円予算額32,33728 年度当初千円予算額32,522比較増減千円185	重度障がい者への地域生活支援を充実するため、障害保健福祉圏域 に整備した障害福祉サービス等地域拠点事業所にケースマネージャー 等を配置し、地域の事業所間のネットワーク形成を図る。
13	重度重複障害者等支援看護師養 成研修事業費  29 年度当初 千円 予 算 額 1,531  28 年度当初 千円 予 算 額 1,531  比 較 増 減 千円	障がい者の医療環境等の充実を図るため、重症心身障害児者施設等の看護師に対する専門研修を行うとともに、看護学生や看護師等を対象に、福祉現場における看護に関する普及啓発研修を行う。
14	できるは他のできる。       できるできる。         できるできる。       29 年度当初	障がい者の地域生活の維持、継続を図るとともに、地域移行を促進するため、重度障がい者にも対応する日中活動の場及び住まいの場を新たに整備する事業者に対して補助する。また、グループホーム等において火災が発生した際の甚大な被害を防ぐため、共同生活援助事業所のスプリンクラー整備に対して補助する。  1 民間障害福祉施設整備費補助 167,793千円 2 障害福祉施設整備費補助 51,150千円
15	グループホーム等居住支援事業 費    29 年度当初 千円 予 算 額 2,039   28 年度当初 千円 予 算 額 2,039   1円 予 算 額 2,039   1円   1円   1円   1円   1円   1円   1円   1	グループホーム等の設置、利用を促進するため、法人等に対しグループホーム等の設置、運営に関する助言等を行うとともに、グループホーム等の職員の支援技術や人権意識の向上を図るため、研修を行う。
16	短期入所強化事業費補助       29 年 度 当 初	障がい者の地域生活の維持、継続を図るため、短期入所事業所が在宅重度障がい者等の障害特性に応じたサービスを提供するために必要とする施設整備などに対して補助する。
17	金沢若草園民間移譲推進事業費補助       29 年度当初 千円 預 10,680       28 年度当初 千円 千円 預 10,680       比較増減 千円 - 一	平成23年4月1日に民間法人へ移譲した金沢若草園について、施設整備(耐震化改修工事等)の実施にあたって法人が福祉医療機構から借り入れた費用について補助する。

18	民間社会福祉施設整備借入償還金補助         29 年度当初 千円 第 510,935         28 年度当初 千円 第 586,680         比較増減 千円 75,745         民間社会福祉施設運営費補助	民間障害福祉施設の施設整備の促進を図るため、福祉医療機構又は 社会福祉協議会から借り入れた額の償還に要する費用の一部を補助す る。 民間障害福祉施設の利用者処遇の維持、向上と均衡の保持を図るた め、国の配置基準を超えて雇用する職員経費と地域格差を是正する経
	29 年度当初       千円         予算額       134,831         28 年度当初       千円         予算額       128,819         比較増減       千円         6,012	費に対して補助する。
20	障害者総合支援法等施行 事業費    29 年度当初 千円	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の着実な推進のため、サービス事業者の指定や障害児施設給付費の支給決定事務の体制整備を行う。 また、市町村が行った介護給付費等の係る処分に対する審査請求について、迅速かつ適正な裁決を行うため、第三者的審査専門機関として障害者介護給付費等不服審査会を設置運営する。
	15,796	1 障害者総合支援法施行事務費40,972千円2 障害手帳交付事務等システム運用事業費3,603千円
21	神奈川県障害者施策審議会費         29 年度当初 千円 第 額 1,166         28 年度当初 千円 予 算 額 778         比較増減 千円 388	かながわ障害者計画の着実な推進を図るための施策の進行管理、調査及び研究等を行う。
22	障害者虐待防止・権利擁護 推進事業費  29 年 度 当 初 千円 予 算 額 6,260  28 年 度 当 初 千円 予 算 額 6,625 比 較 増 減 千円 365	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応を図るため、障がい者虐待防止の拠点となる「障害者権利擁護センター」において相談を受けるとともに、障害者虐待防止の研修を行う。  1 障害者権利擁護センター事業費 4,314千円 2 障害者虐待防止・権利擁護研修事業費 1,946千円
23	福祉的就労促進事業費  29 年 度 当 初	一般企業での就労が困難、及び直ちには困難な障害者に対して福祉的就労等の促進を図る。  1 工賃向上支援事業費 13,364千円 一般の企業等で働くことが難しい障がい者の収入を増加させるため、障害福祉サービス事業所等の生産活動を支援するとともに、複数の事業所が共同して受注や品質管理等を行う共同受注窓口を設置する。  2 小規模事業所等支援事業費補助 1,410千円 地域活動支援センターなどで規模が小さい事業所が、地域支援力を高めるための取組みを支援する。

25	福祉バス運行事業費    29 年度当初	障がい者の社会参加を促進し、文化、レクリエーション活動への参加の機会を拡大するため、福祉バス(車いす用リフト付き大型バス等)を運行する。     運行台数 1台(臨時増便も有)     障がい者の職業生活における自立を図るため、就職や職場への定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、「障害者就業・生活支援センター」において、対象者の家庭や職場の訪問等により、就業、日常生活、社会生活上の支援を行う。
26	重度障害者住宅設備改良費補助       29 年度当初 千円 第 21,605       28 年度当初 千円 第 32,380       比較増減 千円 10,775	在宅の重度障がい者の生活環境整備の促進を図るため、重度障がい者等が行う浴室等住宅設備の改造及び天井走行式移動リフト等の設置に要する経費を助成する市町村に対して補助する。 (1) 補助先 市町村(政令市・中核市を除く) (2) 補助率 1/2 (3) 補助限度額 住宅設備改良 800千円 天井走行式移動リフト 1,000千円 環境制御装置 600千円
27	特別障害者手当等支給費         29 年度当初       千円         予算額       66,644         28 年度当初       千円         予算額       68,281         比較増減       千円         1,637	精神または身体に著しく重度の障害を有する者等に特別障害者手当 等を支給することにより福祉の増進を図る。 ア 支給時期 年4回(5,8,11,2月) イ 手当の額 特別障害者手当 月額 26,620円 障害児福祉手当 月額 14,480円 経過的福祉手当 月額 14,480円
28	心身障害者扶養共済制度実施費         29 年度当初       千円         予算額       467,330         28 年度当初       千円         予算額       470,881         比較増減       千円         3,551	障がい者の将来に対する経済的な不安を軽減するため、保護者が死亡した場合などに、障がい者に年金を支給する。  (1) 保険料納付金 掛金
29	29 年度当初       千円         予算額       578,656         28 年度当初       千円         予算額       578,758         比較増減       千円         102	障がい者福祉の増進を図るため、在宅の重度障がい者等に対し手当を支給する。 (1) 支給対象者 ア 重度重複障害者(年額6万円) 次の ~ のうち、2つ以上該当する者 身体障害者手帳1・2級 I Q35以下 精神障害者保健福祉手帳1級 イ 特別障害者手当等受給者(年額6万円) 国制度の手当(障害児福祉手当、特別障害者手当)を受給している者

		(2) 手当支給費 対象見込み者数 9,585人 (3)事務費(印刷委託等)	574,980千円 3,676千円
30	重度障害者医療給付事業費補助	重度障害者の健康の保持及び増進を 助成を行う市町村に対して助成する。	<b>図るため、重度障害者の医療費</b>
	29 年度当初       千円         予算額       5,121,231         28 年度当初       千円         予算額       5,224,032         比較増減       千円         102,801	(1) 補助先 市町村 (2) 補助率 政令・中核市 1/3 - (3) 対象者 ア 身体障害者等級 1、2級の者 イ I Q35以下の者 ウ 身体障害者等級 3級の者でか 工 精神障害者等級 1級の者 ただし、65歳以上で重度障害者 特別障害者手当の所得限度額を起 (4) 対象経費 ・ 医療費のうち保険給付分に係 ・ 医療費審査支払事務費	↑つIQ50以下の者 着となった者及び国の 望える者を除く。 系る自己負担分
31	障害児保護措置費  29 年 度 当 初	障害児施設に入所する障がい児の処 るため、入所児の養育及び医療に要す また、障がい児の福祉増進を図るた 所する児童に係る医療費等費用の一部 1 障害児施設等措置費 2 障害児入所給付費 3 障害児医療費審査支払事務費	「る経費を負担する。 こめ、指定障害児入所施設等に入
32	民間障害福祉施設利用者処遇費	   障害児の保護養育の委託先に対し、  福祉施設入所児童の処遇改善を図る。	国の制度に上乗せし、民間障害
	29 年度当初     千円       予算額     182,878       28 年度当初     千円       予算額     199,901       比較増減     千円       17,023		
33	津久井やまゆり園除却費	津久井やまゆり園(相模原市緑区千 の実施設計や各種調査等を行う。	
	29 年度当初     千円       予算額     20,952       28 年度当初     千円       予算額     0       比較増減     千円	1 津久井やまゆり園除却工事費	5,000千円
34	県立障害福祉施設維持運営費	2 津久井やまゆり園新築工事推進費 県立県営障害福祉施設に係る入所児	15,952千円 
	29 年度当初     千円       予算額     1,040,175       28 年度当初     千円       予算額     1,048,199       工円	び、秦野精華園民間委譲推進経費。 1 県立障害福祉施設入所児者処遇費 2 県立障害福祉施設維持運営費	746,521千円 143,654千円
	比 較 増 減 8,024	3 秦野精華園民間委譲推進事業費補	

35	県立障害福祉施設備品等整備費	県立県営障害福祉施設に係る車両整備費。
	29 年度当初       千円         予算額       14,506         28 年度当初       千円         予算額       3,465         比較増減       千円         11,041	1 県立障害福祉施設車両借上事業費 2,319千円 2 県立障害福祉施設車両更新費 12,187千円
36	県立障害福祉施設改修工事費	県立施設の改修工事に係る設計費及び設備改修に係る工事費。
	29 年度当初       千円         予算額       77,000         28 年度当初       千円         予算額       27,800         比較増減       千円         49,200	1 秦野精華園改修工事費 77,000千円
37	総合療育相談センター費	総合療育相談センター運営経費。
	29 年度当初       千円         予算額       133,104         28 年度当初       千円         予算額       130,187         比較増減       千円         2,917	<ul><li>1 総合療育相談センター維持運営費 96,210千円</li><li>2 総合療育相談センター相談支援事業費 36,894千円</li></ul>
38	障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金返納金補助  29 年 度 当 初	障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金により取得された 障害福祉施設等の財産処分に伴う納付金を国庫に納付する。
39	精神障害者措置費	精神障害者の通院医療費の公費負担及び精神保健福祉手帳の認定に 係る事務経費
	29 年度当初       千円         予算額       5,952         28 年度当初       千円         予算額       6,674         比較増減       千円         722	
40	精神障害者社会復帰援助事業費	精神障害者の社会復帰を促進するため、各種支援を行う。
	29 年度当初       千円         予算額       1,887         28 年度当初       千円         予算額       1,887         比較増減       千円         -       -	

### 41 精神障害者地域作業指導事業費

29	年月	医当	初	千円
予	拿	<b>拿</b>	額	1,392
28	年月	き 当	初	千円
予	拿	<b>拿</b>	額	1,392
比	較	増	減	千円
	¥Χ	坦	ル火	0

### 精神障害者地域生活支援団体連合会補助金

平 成 2 9 年 度

当初予算の概要

がん・疾病対策課精神保健医療グループ

# 平成29年度当初予算の概要 (がん・疾病対策課精神保健医療グループ)

## 1 平成29年度当初予算・平成28年度当初予算 比較表

(単位:千円)

	平成29年度	平成28年度	比於描述短	描述女	平成29年度当初予算 財源内訳		
	当初予算額 A	当初予算 B	比較増減額 A-B	増減率 A/B	国庫支出金	その他	一般財源
保健福祉局	394,673,575	377,689,982	16,983,593	104.5%	36,089,816	23,362,083	335,221,676
がん・疾病対策課 精神保健医療 G	840,645	800,834	39,811	104.97%	250,483	55,770	534,392

# 2 事業別予算額 6款 衛生費

(単位:千円)

項	<u>りが</u> 目	事業 事業		—————————————————————————————————————	平成29年度	平成28年度	(単位:十円) 差額
公	  精神保健	精神障害者地域生活	1	#####################################	<u>当初予算額</u> 977	当初予算額 1,034	57
衆衛	福祉費	支援事業費				,	
生費		精神保健福祉審議会	2	精神保健福祉普及相談事業費 	7,022	7,849	827
		等運営費	3	精神保健福祉審議会運営費	8,060	7,410	650
			3	精神科病院実地審査事務費	923	1,000	77
		精神障害者措置費	4	精神障害者措置費	148,908	121,931	26,977
		精神障害者医療保護 入院等医療援護費	5	精神障害者医療保護入院等医療援護費	113,587	114,349	762
		こころの健康づくり 推進事業費	6	こころといのちのサポート事業費	4,645	4,564	81
			7	災害派遣精神医療チーム(DPAT) 体制整備事業費	2,684	2,767	83
			8	依存症治療拠点機関設置運営事業費	3,078	3,078	-
			9	てんかん地域診療連携体制整備事業費	2,800	2,800	-
			10	こころといのちを守る対面型相談支援 事業費	1,645	2,206	561
			10	こころといのちを守る人材養成事業費	1,515	1,938	423
			10	こころといのちを守る普及啓発事業費	936	688	248
			10	こころといのちを守る支援強化事業費	27,055	28,586	1,531
			10	こころ・つなげよう電話相談事業費	12,235	12,186	49
			10	こころといのちを守る地域強化事業費 市町村補助金	59,558	65,000	5,442
		精神科救急医療対策 事業費	11	精神科救急医療診察移送事業費	168,929	159,043	9,886
			11	精神科救急医療機関運営事業費	191,578	182,972	8,606
			11	精神科救急医療相談窓口運営費	36,993	34,837	2,156
			12	精神科医療従事者等確保事業費 (医療介護基金)	14,054	14,054	-
		地域自殺対策緊急 強化基金積立金		地域自殺対策緊急強化基金積立金	-	29	29
		精神科医療推進費		精神科医療強化事業費 (医療介護基金)	-	545	545
			13	精神科看護職員研修事業費 (医療介護基金)	700	700	-
		精神保健福祉センター 運営費		精神保健福祉センター維持運営費	27,017	26,666	351
			14	相談指導等事業費	2,248	2,448	200
		かながわ自殺対策推進 センター事業費	15	かながわ自殺対策推進センター事業費	3,498	2,154	1,344
		合		計	840,645	800,834	39,811

# がん・疾病対策課精神保健医療グループ

No.	事業	¥名	事業内容
1	精神障害者地域 費 29 年度当初 予算額 28 年度当初 予算額 比較増減	ボ生活支援事業 千円 977 千円 1,034 千円 57	精神障害者の社会復帰、社会参加を促進するため、関係機 関との連携強化及び専門相談を実施するための人材育成、普 及啓発等を行う。
2	精神保健福祉普 29 年度当初 予算額	及相談事業費 千円 7,022	精神障害者の病状悪化の防止、障害者の自立及び社会復帰 を図るため、各保健福祉事務所・センターにおいて、地域住 民のこころの健康に関しての相談指導等を行う。
	28 年度当初 予算額 比較増減	千円 7,849 千円 827	(1) 精神障害者を対象とした専門医による相談、訪問指導 (2) 精神障害についての正しい知識の普及啓発
3	精神保健福祉審 29 年度当初 予算額 28 年度当初	議会等運営費 千円 8,983 千円	適正な精神科医療及び患者の人権の確保を図るため、精神保健福祉行政に関する審議及び入院患者の入院の必要性や処 遇の状況等の審査を行う。また、患者の人権保護を図るため、入院継続の要否等について実地審査を行う。
	予算額 比較増減	8,410 千円 573	1 精神保健福祉審議会運営費 8,060 千円 (1) 神奈川県精神保健福祉審議会 ア 委員数 15 人
			<ul> <li>(学識経験者、精神医療関係者、社会復帰事業関係者)</li> <li>イ 開催回数 年2回</li> <li>(2)神奈川県精神医療審査会</li> <li>ア 委員数 15人(精神保健指定医、法律家、学識経験者)</li> <li>イ 開催回数 月3回、年1回(合同)</li> <li>2 精神科病院実地審査事務費 923千円</li> </ul>

No.	事業	 <b>美名</b>	事業内容			
4			措置入院患者の適正な医療の確保を図るため、精神障害者 の措置入院に伴う医療費を公費負担する。			
	29 年度当初	千円				
	予算額	148,908	1 精神障害措置患者医療費 148,836 千円			
	28 年度当初	千円				
	予算額	121,931	2 精神障害措置入院患者医療費審查支払事務費 72 千円			
	比較増減	千円				
	レレギメン目が以	26,977				
5	精神障害者医療療援護費	<b>条保護入院等医</b>	患者及び家族の負担の軽減及び適正医療の確保を図るため、精神疾患で入院している県内在住の医療保護又は任意入院者に対して、その医療費の一部を支給する。			
	29 年度当初	千円				
	予算額	113,587	(1) 対象者			
	28 年度当初	千円	患者本人及び患者と同一の世帯に属する世帯員全員の前			
	予算額	114,349	年分の所得税の合計が 87,000 円以下の者			
	比較増減	千円 762	(2) 支給額 1人 1ヵ月 10,000円			
6	こころといのを 業費	5のサポート事	総合的な自殺対策を推進するため、自殺の背景にある様々な社会的な要因について、多角的に検討を行うとともに、各分野の関係機関・団体との連携を図る。			
	29 年度当初	千円				
	予算額	4,645	1 こころの健康づくり推進事業費 3,321 千円			
	28 年度当初	千円	「かながわ自殺対策会議」を設置し、各分野の関係機関・			
	予算額	4,564	団体の情報交換を行い、連携を深める。また、自死遺族の			
	比較増減	千円 81	相談やアルコールなどの依存症の電話相談及びピア相談 (精神障害のある当事者が行う相談)を行う。			
			2 こころといのちの地域医療支援事業費(自殺対策) 1,324 千円 精神疾患の早期発見、早期対応による自殺予防を図るため、かかりつけの医師等に対する研修会を行う。			

No.	事業	 <b>Ě名</b>	事業内容
7	災害派遣精神區 PAT)体制整 29年度当初 予算額 28年度当初 予算額 比較増減	_	大規模災害時に専門的な心のケアを円滑に行うため、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制整備を行うとともに、技術の向上を図るための研修を行う。
8	依存症治療拠点事業費  29 年度当初 予算額 28 年度当初 予算額 比較増減	<ul><li>無機関設置運営</li><li>千円</li><li>3,078</li><li>千円</li><li>-</li></ul>	依存症治療及び回復支援の強化を図るため、精神科医療機関を「依存症治療拠点機関」として指定し、専門的な相談支援や関係機関との連携体制を整備する。
9	てんかん地域記 備事業費 29 年度当初 予算額 28 年度当初 予算額 比較増減	参療連携体制整 千円 2,800 千円 2,800 千円	てんかんの治療及び回復支援の強化を図るため、てんかん 治療を行っている県内の医療機関を「てんかん診療拠点機 関」として指定し、てんかんに関する専門的な相談支援、普 及啓発活動、関係機関への助言指導及び連絡調整を行う。

No.	事美	 <b></b>	事業内容
No. 10		美名 手円 102,944 千円 110,604 千円 7,660	
			自殺未遂者支援及び若年層の自殺対策に係る、ストレスチェックホームページ等運営事業等を重点的に行う。  5 こころ・つなげよう電話相談事業費 12,235 千円 こころの病気かどうかの不安や、生活・仕事に関する悩み等の相談を受けるため、精神保健福祉センターでフリーダイヤルによる電話相談を実施する。  6 こころといのちを守る地域強化事業費 59,558 千円 自殺未遂者支援、若年者対策など、地域の実情に応じて市町村が実施する事業に対して補助する。

No.	事業	 <b>Ě名</b>	事業内容		
11	精神科救急医療対策事業費		精神科救急医療体制を整備し、診察が必要な者に対する医療や保護を迅速かつ的確に実施するため、措置患者等を移送		
	29 年度当初	千円	するシステムを構築するとともに、休日 <sup>・</sup>	や夜間の精神科救急	
	予算額	397,500	患者を受け入れる体制の整備等を行う。		
	28 年度当初	千円			
	予算額	376,852	1 精神科救急医療診察等事業費	168,929 千円	
	    比較増減	千円	措置患者等を移送するシステムの円滑	な運用を図る。	
	LU+X-11/1%	20,648			
			2 精神科救急医療機関運営事業費	,	
			休日や平日夜間の診療時間外に精神和	科救急患者を受け入	
			れる体制を整備する。 		
			3 精神科救急輪番病院確保事業費	69 312 壬田	
			3   桐神行秋忌輔田州院曜保事業員   医療機関の輪番による受入体制を確保	,	
			区冰风层的桶面1050叉/件的飞艇内		
			│ │ 4  精神科救急医療相談窓口運営費	36,993 千円	
			警察官通報窓口及び精神科救急医療情報窓口を運営す		
			<b>ప</b> .		
12	精神科医療従事	<b>事者等確保事業</b>	精神疾患を伴う救急患者の治療のため、	県西部地域の治療	
	費(医療介護基	金)	拠点である医療機関(救命救急センター	)が実施する研修事	
	29 年度当初	千円	業に対して補助する。		
	予算額	14,054			
	28 年度当初	千円			
	予算額	14,054			
	   比較増減	千円			
		-			

No.	事為	美名 ————————————————————————————————————	事業内容
13	精神科看護職(医療介護基金29年度到7年度額28年度額7年度額5年度額1年) 予算額 比較増減		良質な看護サービスを提供するため、精神科看護に従事する看護職員を対象とした認知行動療法等の研修費用に対して補助する。
14	相談指導等事業  29 年度当初     予算額  28 年度当初     予算額  比較増減	手円 2,248 千円 2,448 千円 200	精神保健福祉センターの機能の充実を図るため、相談事業、保健福祉事務所に対する技術援助、調査研究、酒害予防対策事業等を行う。  1 精神保健福祉センター診療等事業費 981 千円相談業務の充実を図るため診療を行う。  2 相談指導・酒害予防・調査研究事業費 1,267 千円 酒害予防講演会や酒害相談員等の研修等を実施する。
15	かながわ自殺文 一事業費 29 年度当初 予算額 28 年度到 予算額 比較増減	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	精神保健福祉センター内に設置された「かながわ自殺対策推進センター」において、市町村や民間団体などに対して、地域の実情に応じた自殺対策情報を提供する。

	計	成28年度 障害者総合支援法及び児	童 福	社	実地	茄	導等	結果	(}	社会福祉法人	<b>止法人</b> )						
		押	計開		通所系	米	居住系	米	短期入所	į	相談支援	l l	児童通所系	× ×	平成28年度	#	
		由 等 事 倒	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導 口頭	口頭指導文	書指導 口頭指導	$\bowtie$	書指導 口頭指導	3導 文書指導	尊 口頭指導	111100	
_	1	契約書、運営規程、重要事項説明書の不備又は要改正事項等が認められた。	8	1	82	5	13	2	6	2			7	9	16	81	
	27	運営規程等、県への変更の届出がなかった。	7	5	19	4	11	2	11				18	1 66	13	79	
	က	職員の配置等に不備があった。	2		4		2		-				2		0	11	
Ħ	4	受給者証に必要事項を記載していなかった。			2		2							4	0	4	
呼通	ro	法定代理受領に関して、本人に通知等がされていなかった。		2				က		1					9	7	
ığı	9	防災対策が不十分であった。			2	4	4	2	2	-				6	7	16	
型を	7	運営規程の概要等の重要事項を見やすい場所に掲示していなかった。			_		-			-				1 2	2	4	
巾	∞	従業者の健康管理がされていなかった。												0	0	0	
	6	身分証等に指定事業所名等が記載されていなかった。												0	0	0	
	10	かの街			2				2				2	6	0	6	
			17	8	59	13	33	6	25	9	0	0	33	8 167	44	211	
	1	各事業の支援計画の作成等に不備が認められた。			2	5	2	2					3	3 7	10	17	
	2	サービス提供の記録等が不適切であった。				-									-	2	
₹E	က —	苦情の記録又は事故の報告等が不十分であった。			4	2	က	2						2 7	9	13	
用水	4	個人情報の取り扱い等が不適切であった。	2					1	-					1 3	2	ഥ	
Į Į	ιO	預り金の管理等が不十分と認められた。						2						0	2	2	
剽	9	利用者からの徴収金の取り扱い等が不適切であった。												0	0	0	
• ‡		身体拘束を行う場合の記録が不十分だった。					-							3	0	3	
〈漦	∞	工賃の目標水準を利用者に通知していなかった。			4									4	0	4	
	6	その色												0	0	0	
	Ц	<del> </del>	3	0	11	8	9	7	1	0	0	0	4	6 25	21	46	
1112	1	介護給付費等の請求に誤りがあった。							1						0	Ţ	
*	SI	障害児通所給付費等の請求に誤りがあった。												0	0	0	
事效	60	加算の請求に誤りがあった。	3				3		1				2	2	0	L	
依処	4	会計の区分分けがされていなかった。												0	0	0	
聞:	5	その他												0	0	0	
帶	Щ	小	3	0	0	0	3	0	2	0	0	0	2	0 8	0	8	
Ш		各	23	8	102	21	42	16	28	9	0	0	39 1	14 200	9	265	
_	l	# < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < <	80	16	197	48	84	33	30	7	0	0   0	250 + 6	68 839	170	608	

平成28年度 実地指導等実施事業数一覧

	訪問系	通所系	居住系	短期入所	相談支援	児童系	合計
実地指導等対象数(平成28年3月31日現在)	871	174	214	83	270	479	2, 391
実地指導等実施数 (社会福祉法人)	17	25	34	24	0	33	160
実地指導等実施数 (その他の法人)	27	41	16	3	0	53	140

		#	<u>1</u>		ŗ				<u>.</u>		I					I
	表 法 由	訪問系	系	通所	迷	居住系	米	短期	入所	相談	支援	児童通所系	所系	平成	平成28年度	1111111
	#-	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導「	口頭指導	文書指導	口頭指導	11111111
Ė	1 契約書、運営規程、重要事項説明書の不備又は要改正事項等が認められた。	21	0	32	5	6	3	0	0	0	0	39	8	104	16	120
- 4	2 運営規程等、県への変更の届出がなかった。	10	4	19	1	8	0	0	0	0	0	43	3	80	8	88
1	3 職員の配置等に不備があった。	က	0	2	0	0	0	0	0	0	0	18	0	26	0	26
	4 受給者証に必要事項を記載していなかった。	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	П	0	
山山	5 法定代理受領に関して、本人に通知等がされていなかった。	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	2	12	11	12	23
	6 防災対策が不十分であった。	0	0	Ι	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	
	7 運営規程の概要等の重要事項を見やすい場所に掲示していなかった。	0	0	0	2	0	2	0	-	0	0	0	7	0	12	12
	8 従業者の健康管理がされていなかった。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9 身分証等に指定事業所名等が記載されていなかった。	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	П	
	10 その他	12	0	9	0	ಬ	0	-	0	0	0	25	-	49		20
		46	5	7.1	8	22	5	T		0	0	132	31	272	20	322
Ė	1 各事業の支援計画の作成等に不備が認められた。	2	0	17	6	7	5	0	0	0	0	27	16	89	30	88
	2 サービス提供の記録等が不適切であった。	0	0	<i>L</i>	2	0	0	0	0	0	0	0	П	7	က	10
<b>坐</b> E	3 苦情の記録又は事故の報告等が不十分であった。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	4	11	4	15
	4 個人情報の取り扱い等が不適切であった。	1	3	9	2	1	0	0	0	0	0	2	0	12	10	22
	5 預り金の管理等が不十分と認められた。	0	0	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0	-	7	∞
	6 利用者からの徴収金の取り扱い等が不適切であった。	1	0	9	0	4	0	0	0	0	0	3	0	13	0	13
• ‡	7 身体拘束を行う場合の記録が不十分だった。	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	_	0	-		2
	8 工賃の目標水準を利用者に通知していなかった。	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	9 その他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
	· 基	6	3	45	19	13	12	0	0	0	0	47	21	114	22	169
#	1 介護給付費等の請求に誤りがあった。	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
_	2 障害児通所給付費等の請求に誤りがあった。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事務	3 加算の請求に誤りがあった。	1	0	10	0	7	0	1	0	0	0	17	0	36	0	36
	4 会計の区分分けがされていなかった。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9	0	9
	5 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0	9
<b>上</b>	4	2	0	11	0	7	0	I	0	0	0	32	0	53	0	53
ĺ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	22	0	197	20	01	,	•	,	•	•					

# 平成28年度 障害者総合支援法等に基づく実地指導等結果(文書指導事項の具体例)

区分	<u>-</u>	指導事項
	, 	【具体例】
	1	契約書、運営規程、重要事項説明書の不備又は要改正事項等が認められた。 【具体例】 ・運営規程の内容(営業時間、サービス提供時間等)が、実態と異なっていた。 ・重要事項説明書の内容(定員、利用者から徴収する金額等)が、実態と異なっていた。
	2	運営規程等、県への変更の届出がなかった。  【具体例】 ・管理者、サービス管理責任者が変更されていたが、県への変更の届出がなされていなかった。
運		・事業所レイアウトが変更されていたが、県への変更の届出がなされていなかった。 ・運営規程の内容(営業時間等)が変更されていたが、県への変更の届出がなされていなかっ 職員の配置等に不備があった。 【具体例】
営管	_	・常勤の従業者の員数が、配置基準を満たしていなかった。  ・サービス管理責任者の員数が、配置基準を満たしていなかった。 
理		法定代理受領に関して、本人に通知等がされていなかった。 【具体例】 ・自己負担額のない利用者に対し、通知を行っていなかった。
	5	防災対策が不十分であった。 【具体例】 ・避難訓練を一度も実施していなかった。
	6	その他 【具体例】 ・多機能型事業所において、設備・備品及び人員配置について複数の事業が混在した一体的な 運営をしていた。 ・業務管理体制に係る法令遵守責任者の選任や届出を行っていなかった。
	1	各事業の支援計画の作成等に不備が認められた。 【具体例】 ・個別支援計画が作成されていなかった。 ・モニタリングの記録が作成されていなかった。
利用者処	2	サービス提供の記録等が不適切であった。 【具体例】 ・サービス提供の記録について、利用者や保護者から確認を得ていなかった。
遇・支援	3	利用者からの徴収金の取り扱い等が不適切であった。 【具体例】 ・利用者からの徴収金に対し領収証を交付していなかった。
	4	その他 【具体例】 ・利用児童の健康診断結果を把握していなかった。
	1	介護給付費等の請求に誤りがあった。 【具体例】 ・個別支援計画が作成されていない期間について、介護給付費を減算していなかった。
請求事務加	2	障害児通所給付費等の請求に誤りがあった。 【具体例】 ・定員の100分の150を超えてサービスの提供を行っている日について、障害児通所給付費を減 算していなかった。
	3	加算の請求に誤りがあった。  【具体例】 ・欠席時対応加算について、利用者の状況等の記録を作成していなかった。 ・食事提供体制加算について、同一法人の共通の調理場の食事の提供を受ける短期入所と日中 活動 サービスを利用した場合に、それぞれで算定していた。 ・夜間支援等体制加算について、支援の記録が不十分なまま算定していた。

# 事故報告について

資料2-2

### 1 事故報告とは

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、県条例等により、指定事業者は、県、 市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況、事故に際して 採った処置について記録することが義務づけられています。

県では「事故報告取扱い要領」に従い、速やかに電話による第一報と事故報告書の郵送による提出することとされています。

「指定事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法による指定を受けている事業所の 運営主体(法人等)です。

### 2 平成28年度の事故報告書集計

	死亡	骨折	誤嚥	食中毒	感染症	所在不明	職員事件	その他	合計
4月	3	14	0	0	3	5	2	28	55
5月	7	29	6	0	0	9	0	32	83
6月	11	22	0	0	1	13	0	31	78
7月	6	23	1	0	1	8	2	42	83
8月	5	26	2	0	0	7	0	45	85
9月	2	36	0	0	0	5	0	32	75
10月	8	32	1	0	0	6	0	30	77
11月	10	19	0	0	1	8	0	30	68
12月	6	21	1	0	2	10	1	31	72
1月	13	23	0	0	6	8	0	32	82
2月	6	19	2	0	7	10	0	32	76
3月	7	20	0	0	4	5	0	33	69
合計	84	284	13	0	25	94	5	398	903

### <「その他」の主な内容>

・裂傷・打撲(その他の中の約半数)、虐待、異食、自傷、他利用者への暴力等

#### <各年度の比較>

件	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
数	74	254	372	511	540	578	749	716	792	903

### 2 「事故報告取扱い要領」および事故報告書(参考様式)の掲載場所

「障害福祉情報サービスかながわ」のホームページ

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L\_Result2.asp?NOWPG=2&category=66&topid=15

「書式ライブラリ」 「6.お知らせ(県内共通)」 「1 お知らせ」(2016/07/01)

### 3 第一報および事故報告書の連絡先

神奈川県保健福祉局福祉部 障害福祉課 事業支援グループ

(第一報)電話;045(210)4736

(事故報告書) 〒231-8588 (郵便番号があれば住所は省略できます)

横浜市中区日本大通1

指定障害児入所施設は、児童相談所にも提出が必要です。

事業所所在地の市町村および支給決定市区町村

平成29年4月26日 神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課

### 業務管理体制の整備に関する事項の届出について

### 1 業務管理体制の整備と届出

### (1) 業務管理体制の整備とは

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法に基づく事業所等を運営する事業者は、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制を整備すること(業務管理体制の整備)が義務付けられ、行政機関(国、県、市町村のいずれか)に届出することとされています。

### (2) 業務管理体制の具体的な事項

「法令遵守責任者」の配置(全事業者)

事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者を選任し配置すること。

「法令遵守規程」の整備(事業所数が20以上の事業者)

法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載 した「法令遵守規程」を整備すること。

「業務執行の状況の監査」の実施(事業所数が100以上の事業者)

「業務執行の状況の監査」を定期的に実施すること。

### (3) 届出が義務付けられる事業者の種類

業務管理体制の届出は法律の条文ごとに行います。同一法人であっても、 該当する区分が複数にわたる場合は、該当する区分ごとに届出が必要と<del>に</del> なりますので、注意してください。

義務づけられる事業者は、次の区分によります。

### 【障害者総合支援法に基づくもの】

ア 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者

イ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

### 【児童福祉法に基づくもの】

- ウ指定障害児通所支援事業者
- エ 指定障害児入所施設等の設置者
- 才 指定障害児相談支援事業者

### 2 届出先

運営している事業所の所在地により、届出先の行政機関(国、県、市町村)が異なります。

なお、平成 27 年 4 月 1 日の事務移譲により、県から政令市(横浜市、川崎市、相模原市)、児童相談所設置市(横須賀市)に届出先が変更となる事業者がありますので、注意してください。

### 3 届出の種類

届出(新規の届出)

すべての事業者は届出をすることとなっています。

届出をしていない事業者は、速やかに届出をしてください。

变更届

届出をした事業者は、変更事項があったときに、変更届を提出してください。

### 区分变更届

届出先の行政機関が変更となるとき等に提出してください。

なお、提出は変更前の届出先と変更後の届出先の双方に行ってください。

一度届出を行った事業者は、届出書の更新の必要はありません。変更事項があったときに、変更届を提出してください。

変更届の提出が必要な変更事項は、次のとおりです。

- ア 法人の種別、名称 イ 主たる事務所の所在地、電話・FAX 番号
- ウ 代表者氏名、生年月日 エ 代表者の住所、職名
- オ 事業所名称等及び所在地 カ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- キ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- ク 業務執行の状況の監査の方法の概要
- 「事業者」と「事業所」を混同しないように注意してください。
- 「事業者」とは、指定を受けている事業所を運営する運営主体で、例えば 社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等です。

### 4 届出様式等の掲載場所

詳細は神奈川県のホームページを確認してください。

また、届出様式、記入要領等もあわせて掲載しています。ダウンロードして使用してください。

神奈川県ホームページでの掲載場所

神奈川県ホームページ > 産業・働く > 業種別情報 >

介護・福祉サービス業 > 業務管理体制の整備に関する届出

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f470197/

障福 第 807 号 平成 29 年 3 月 31 日

指定障害福祉サービス事業者

代表者 様

指定通所支援事業者

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課障害サービス担当課長 (公印省略)

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について(通知)

日ごろより障害保健福祉施策の推進に御理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度、「指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成 25 年 神奈川県条例第7号)、「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成 25 年 神奈川県条例第9号)及び「障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成 25 年 神奈川県条例第11号)の一部を別紙のとおり改正し、平成29年4月1日から施行することとしましたので通知します。

つきましては、条例改正の概要は次のとおりですので、内容を御了知いただき、適切 に事業運営されるようお願いします。

なお、指定就労継続支援A型事業所につきましては、運営規程に定めるべき事項が追加されたことに伴い、6月末日までに運営規程を改正する必要があります。運営規程の変更届の提出等につきましては、追って通知します。

記

- 1 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正 (別紙 1-1~別紙 1-3)
- (1)指定放課後等デイサービス及び基準該当放課後等デイサービスの基準について、次 のとおり改める。
  - ア 事業所に置くべき従業者について、指導員又は保育士を、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者に改めるとともに、障害福祉サービス経験者の要件を高等学校を卒業した者等であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスに2年以上従事した者とする。(第73条、第79条関係)
  - イ 事業所に置くべき児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないこととする。(第 73 条、第 79 条関係)
  - ウ 事業者は、その提供するサービスの内容について、自ら評価を行うとともに、当 該事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなけれ

ばならないこととする。(第77条の2、第81条関係)

- エ 事業者は、おおむね1年に1回以上、ウにより自ら行った評価及び改善の内容を 公表しなければならないこととする。(第77条の2、第81条関係)
- (2)この条例の施行の際現に指定を受けている指定放課後等デイサービス事業者及び現 に基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者に係る従業員の員数に関 する基準の適用については、平成30年3月31日までは、なお従前のとおりとする。
- 2 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の 一部改正 (別紙 2-1 ~ 別紙 2-3)
- (1)指定就労継続支援A型の基準について、次のとおり改める。
  - ア 事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力 の向上に努めるとともに、その希望を踏まえて行わなければならないこととする。 (第 179 条関係)
  - イ 事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないこととする。(第180条関係)
  - ウ 災害その他やむを得ない理由がある場合を除き、利用者に対する賃金及び工賃の 支払については、自立支援給付をもって充ててはならないこととする。(第 180 条関係)
  - エ 運営規程として定めなければならない事項に、賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間を追加することとする。(第184条の2関係)
- (2) この条例の施行の際現に指定を受けている指定就労継続支援A型事業所に係る運営 規程に関する基準については、平成29年6月30日までは、なお従前のとおりとする ことができることとする。
- 3 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 (別紙 3-1~別紙 3-3)
- (1) 就労継続支援 A型の基準について、次のとおり改める。
  - ア 事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力 の向上に努めるとともに、その希望を踏まえて行わなければならないこととする。 (第78条関係)
  - イ 事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないこととする。(第79条関係)
  - ウ 運営規程として定めなければならない事項に、賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間を追加することとする。(第83条の2関係)
- (2)この条例の施行の際現に就労継続支援A型事業を行う事業所に係る運営規程に関する基準については、平成29年6月末日までは、なお従前の例によることができることとする。

問合せ先

事業支援グループ 岡崎 電話 045-210-4717(直通)

### 資料3-3

平成 29 年 4 月 7 日

指定障害福祉サービス事業所 管理者 様指 定障 害者支援施設 施設長 様指定障害児通所支援事業所 管理者 様指 定障 害児入所施設 施設長 様

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課 障害サービス担当課長

平成 29 年度神奈川県サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理 責任者研修の実施について

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、これまで本県では、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理 責任者の業務に従事する方及び指定障害児通所支援事業所等において児童発達支援 管理責任者の業務に従事する方を対象として、標記研修を実施してきたところです が、受講希望者数の増加傾向を踏まえ、平成 29 年度は次のとおり実施することとし ましたのでお知らせします。

### 【サービス管理責任者等研修】 (講義1日+演習2日の計3日間) (注1)

指定研修事業者	実施分野	実施回数	実施時期等 (注3)
社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会	介護	2回	【第1回】 募集期間:6月頃
公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会	地域生活(知的・精神) 就労	2回	実施時期:8月~10月頃
特定非営利活動法人 かながわ障がいケアマネジメント 従事者ネットワーク	地域生活(身体) 児童	2回(注2)	【第2回】 募集期間:11月~12月頃 実施時期:2月~3月頃

- 注1 他分野の研修修了者は共通講義が免除される場合があります。
  - 2 地域生活(身体)分野は年1回のみの実施となります。
  - 3 募集期間は3研修事業者で同期間を予定していますが、実施時期は分野ごとで異なります。

募集時期等の詳細につきましては、今後、県障害福祉課ホームページ (<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/">http://www.pref.kanagawa.jp/</a>) 及び「障害福祉情報サービスかながわ」 (https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/)においてご案内しますので、ご留意ください。

なお、サービス管理責任者補足研修 (注4) については、次のとおり実施いたします。 募集時期等の詳細につきましては「障害福祉情報サービスかながわ」 (https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/) にてご案内しますので、併せてご留意く ださい。

### 【サービス管理責任者補足研修】 (講義2日間)

実施主体	実施回数	実施時期等
県 (委託を受けた団 体が運営)	2 回	【第1回】 募集期間:4月頃 実施時期:6月~7月頃 【第2回】 募集期間:9月~10月頃 実施時期:12月~1月頃

注4 相談支援従事者初任者研修の講義部分と同じ内容です。平成 29 年度は相談支援従事者初任者 研修とサービス管理責任者補足研修は別日程で実施します。

また、新規指定事業所におけるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者 の1年間の研修受講猶予措置については、平成30年3月末をもって終了することが 国から示されています。平成30年4月以降に新規指定を受けようとする事業所に配 置されるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者については、指定前に上 記2つの研修を修了している必要がありますので、ご留意ください。

問合せ先 事業支援グループ 小川、栗田 電話 (045) 210-4732

### 資料3-4

平成29年2月20日 雇児発0220第2号 社援発0220第1号 障 発0220第1号 老 発0220第1号

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

> 厚生労働省雇用均等·児童家庭局長 (公印省略)

> 厚生労働省社会・援護局長(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 ( 公 印 省 略 )

厚 生 労 働 省 老 健 局 長 (公 印 省 略 )

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、従前より各都道府県において これらの情報を収集し、必要な措置を講じていただくとともに、厚生労働省あて適宜情報提 供をお願いしてきたところである。

一般的に、社会福祉施設等は、要介護高齢者や障害者など、日常生活上の支援を必要とする者が利用する施設であることから、災害発生時には、ライフラインの確保、必要な物資の供給、被災施設の早期復旧など、施設利用者のニーズに応じて必要な措置を速やかに講じていくことが必要である。このような観点に立てば、まずは社会福祉施設等の被災状況を迅速かつ正確に把握するとともに、被災自治体を始め、厚生労働省などの関係者間で共有した上、それぞれの役割分担を図りつつ、連携して必要な対策を検討していくことが重要である。

近年、自然災害の発生により、社会福祉施設等において、甚大な被害が生じている事例が 見受けられることから、今般、災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況が迅速かつ 正確に情報収集できるよう、下記のとおり、当該情報収集の方法等について、改めて整理を 行うこととしたので、御了知の上、各都道府県、指定都市又は中核市におかれては、貴管内 市区町村(指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)、社会福祉施設等及び関係団体に十分周 知を図るとともに、本通知を参照の上、平時から、貴管内において、災害発生時における関 係者の連携体制の構築・強化に向けた取組を推進されたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に 基づく技術的な助言に該当するものであることを申し添える。

記

### 1. 平時における取組について

災害発生時に、社会福祉施設等の被災状況(以下「被災状況」という。)の把握等を行うに当たっては、平時から関係者間の連携体制を構築・強化しておくことが重要であることから、各都道府県、指定都市又は中核市(以下「都道府県等」という。)においては、以下の取組を推進すること。

### (1)被災状況の情報収集に係る取りまとめ部局の明確化

社会福祉施設等は、様々な施設種別が存在することから、施設ごとの被災状況が漏れることなく、的確に情報収集が行われるとともに、当該情報収集の内容の標準化が図られていることが重要である。

このため、都道府県等においては、それぞれの施設種別を所管する部局(以下「施設所管部局」という。)間との連絡調整及び被災状況の情報収集に係る取りまとめを行う部局(以下「取りまとめ部局」という。)を定めておくこと。

また、災害発生時においては、取りまとめ部局を中心に、円滑な情報収集を行うことができるよう、取りまとめ部局及び施設所管部局における災害担当者リストを作成し、 当該部局間で共有しておくなど、必要な連絡体制を整備しておくことが望ましい。

### (2) 管内関係者間のネットワークの構築

災害発生時には、膨大かつ被害の状況に応じた様々な業務を行う必要があることから、 特定の部局、機関に業務が集中しないよう、庁内関係部局のほか、庁外関係者間とも連 携体制を構築しておくことが重要である。 このため、都道府県の取りまとめ部局が中心となって、都道府県施設所管部局、防災担当部局、指定都市及び中核市、市区町村や社会福祉協議会、その他関係団体等とのネットワークづくりを推進するとともに、災害発生時におけるそれぞれの役割分担、連携体制等について、必要な調整を行っておくことが望ましい。

### (3) 社会福祉施設等リストの整理

### ① 施設リストの作成

取りまとめ部局は、災害発生時に、迅速かつ的確に被災状況について情報収集を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じることができるよう、施設所管部局及び管内市区町村の協力を得て、別紙様式により、都道府県等管内の社会福祉施設等の一覧表(以下「施設リスト」という。)を作成しておくこと。

なお、当該施設リストの作成に当たっては、別紙に掲げる「対象施設種別」ごとに、 別紙様式中、「基本情報」欄への記載により行うこと。

### ② 都道府県等・市区町村間の役割分担について

取りまとめ部局は、施設リストに整理した社会福祉施設等について、災害発生時に、 被災状況を、都道府県等及び市区町村がどのような役割分担で情報収集を行うか、必 要な調整を行っておくこと。

また、社会福祉施設等に対して、できる限り同一の内容について、複数の者が重複して情報収集を行うことのないよう配慮することが必要であることから、あらかじめ情報収集を行うにあたって、実施手順や聞き取り内容などの標準化を図っておくことが望ましい。

ただし、災害の状況によっては、上記の役割分担どおりに情報収集を行うことが困難な場合も想定されることから、都道府県が当該市区町村に代わり、情報収集を行うなど、柔軟に対応できる体制についても検討を行っておくこと。

### ③ 施設リストの共有について

取りまとめ部局は、作成した施設リストを施設所管部局と共有するとともに、適切に保管し、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課に情報提供を行うこと。

なお、都道府県の取りまとめ部局は、管内指定都市及び中核市の施設リストの提供を受け、これを適切に保管するとともに、管内市区町村においても施設リストが適切に保管されるよう、必要な措置を講ずること。

### ④ 施設リストの更新について

取りまとめ部局は、毎年度当初には施設リストの更新を行うこと。なお、基本情報の更新に当たっては、基本情報のうち、緊急連絡先など災害時の連絡体制に関するものを中心に行うことも差し支えないものとする。また、毎年度当初以降に、社会福祉施設等が新設された場合や「基本情報」欄の情報に変更があった場合には、必要に応

じて施設所管部局及び管内市区町村の協力を得て、可能な限り施設リストの随時更新を行うこと。

### (4)被災状況の把握方法等の検討

① 被災状況の把握方法等の検討について

取りまとめ部局は、災害発生時に、固定電話や防災電話、Eメール、SNS等具体的にどのような方法により被災状況を把握するのか、必要な検討を行っておくこと。

② 社会福祉施設等への周知について

取りまとめ部局が中心となって、平時から社会福祉施設等に対し、災害により被害等が生じた場合には、①により検討した方法により、速やかに都道府県等又は市区町村に対して報告を行うよう、周知を図ること。

③ 食料及び飲料水等の備蓄について

都道府県等及び市区町村は、社会福祉施設等に対し、災害の発生により、物資の供給に支障が生じた場合に備え、入所者及び施設職員の概ね3日間の生活に必要な食料及び飲料水、生活必需品並びに燃料等の備蓄に努めるよう要請を行うこと。また、併せて都道府県等及び市区町村においても、災害時に社会福祉施設等に対し必要物資を供給することができる体制の構築を検討すること。

ただし、都道府県等又は市区町村が定める条例その他の規則において、別の定めが ある場合は、この限りではない。

### 2. 災害発生時における対応について

実際の災害発生時には、その災害の規模や特性等に応じて、臨機応変に被災状況の把握等を行うことが重要であることから、都道府県等においては、管内市区町村、社会福祉施設等及び関係団体等とも十分連携の上、以下の対応を柔軟に行うこと。

### (1) 社会福祉施設等への被害情報等の収集

取りまとめ部局は、災害発生時には、施設リストに基づき、都道府県等及び市区町村とも連携を図りつつ、あらかじめ定めた役割分担、情報収集の方法に従って、速やかに被害情報等の収集を行うこと。

なお、被害情報等の収集に当たっては、市区町村から行うほか、関係団体など、あらゆる情報源の活用に努めること。

### (2) 被災状況の厚生労働省への情報提供

① 被災状況の厚生労働省への情報提供について 取りまとめ部局は、原則として1日に1回、把握した被害情報等について、別紙様 式に集約した上で、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あて、メールにより情報提供を行うこと。また、指定都市、中核市の取りまとめ部局にあっては、厚生労働省への情報提供と併せて、都道府県へも同様の情報提供を行うこと。

② 重大な被害が生じた場合における情報提供について

社会福祉施設等において、「サービス提供の継続に著しい支障のある重大な建物被害が発生した場合」や「人的被害が発生した場合」には、①による情報提供に先だって、都道府県等又は市区町村から、厚生労働省施設所管部局あて、取りまとめ部局を経ることなく、直接、被害に関する個別詳細の情報提供を行うこと。(これにより難い場合は、この限りではない。)

なお、当該情報提供については、被害情報等を把握次第、速やかに行うこととし、 様式及び方法は問わないものであること。

③ 被災状況等に応じた柔軟な対応について

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課及び施設所管部局においては、①及び②に関わらず、災害が発生した時間帯や災害規模、被災状況、避難者の動向などを踏まえ、別紙様式における状況把握項目の追加や対象施設の追加、別紙様式の都道府県等施設所管部局から厚生労働省の施設所管部局への直接送付など、さらなる対応について協力を依頼することがある。

### 3. その他

(1) あらかじめ発生が予想できる災害について

取りまとめ部局が中心となって、台風等の気象情報により、あらかじめ発生が予想できる災害については、気象情報を踏まえ、社会福祉施設等に対して、迅速に施設利用者の避難が実施されるよう、必要な要請を行うこと。

(2)「対象施設種別」に該当しない通所施設等の取扱いについて

別紙に掲げる「対象施設種別」に該当しない通所施設等については、あらかじめ施設リストの作成は要しないこととするが、災害の状況により、これらの被災状況を把握する必要がある場合も考えられることから、介護サービス情報公表システムなどの既存情報も最大限有効に活用しつつ、可能な限り、被災状況が把握できる体制の整備に努めること。

(3)「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」の有効活用

災害発生時における対応は、1の(2)に記載のとおり、都道府県施設所管部局、防 災担当部局、指定都市及び中核市、市区町村や社会福祉協議会、ボランティア団体など、 平時において、多様な関係機関とのネットワークが構築されていればいるほど、支援の幅が広がることにつながるものであることから、各都道府県においては、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金による「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」を有効に活用すること。

### (4) 夜間・休日等における情報提供

取りまとめ部局は、夜間・休日等において、重大な被害が生じた場合は、別途連絡する厚生労働省社会・援護局福祉基盤課又は施設所管部局の担当者の緊急連絡先に情報提供を行うこと。なお、当該緊急連絡先は、市区町村あて周知を図ること。

### 対象施設種別

### 1 児童関係施設

- (1) 助産施設
- (2) 乳児院
- (3)母子生活支援施設
- (4) 児童養護施設
- (5) 情緒障害児短期治療施設 (※平成29年4月1日以降は「児童心理治療施設」と読み替える。)
- (6) 児童自立支援施設
- (7) 児童自立生活援助事業所
- (8) 小規模住居型児童養育事業所
- (9) 婦人保護施設
- (10) 婦人相談所一時保護施設
- (11) 児童相談所一時保護施設
- (12) 保育所・認定こども園等

### 2 障害児者関係施設

- (1) 障害者支援施設
- (2)福祉型障害児入所施設
- (3) 医療型障害児入所施設
- (4) 共同生活援助
- (5) 短期入所
- (6)療養介護

### 3 高齢者関係施設

- (1) 老人短期入所施設
- (2)養護老人ホーム
- (3)特別養護老人ホーム
- (4) 軽費老人ホーム
- (5) 認知症高齢者グループホーム
- (6) 生活支援ハウス
- (7)介護老人保健施設
- (8) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 看護小規模多機能型居宅介護看護事業所

- (10) 有料老人ホーム
- (11) サービス付高齢者向け住宅

### 4 その他施設

- (1) 救護施設
- (2) 更生施設
- (3) 宿所提供施設

### 資料3-5

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省社会・援護局保護課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長 厚生労働省老健局高齢者支援課長 厚生労働省老健局高齢者支援課長 厚生労働省老健局表人保健課長 「厚生労働省老健局老人保健課長

社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について

昨今、疾病や障害・介護、出産・子育てなど、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え複合的な支援を必要としたりする状況がみられます。また、人々の暮らしにおいては、「社会的孤立」の問題や、制度が対象としないような身近な生活課題への支援の必要性の高まりといった課題が顕在化しており、さらに、様々な問題を抱えているが、公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題も指摘されています。

このような課題に対応するためには、高齢者、障害者、子どもなど世代や背景の異なる

すべての人々の生活の本拠である「地域」を基盤とした人と人とのつながりを育むことが 重要です。そして、福祉事業者は、地域社会の一員として、地域住民とともに、地域づく りに積極的に取り組んでいただくことが求められます。

社会福祉施設等の職員におかれましては、これまでも、積極的に地域活動に取り組んでいただいているところですが、各基準省令上、専らその職務に従事しなければならない旨の規定が設けられている場合があり、職員が地域活動を行うことができる場合について明確にされていなかったところです。

この点、本年2月7日に公表した「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」 (厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)では、「福祉事業者が積極的 に地域活動に貢献できるよう、今年度中に、福祉事業の実施に係る職員の基準について、 一定の要件の下で、職員が地域づくり事業・活動へ従事可能であることを明確化するなど の見直しを行う」と明記しており、これを踏まえ、社会福祉施設等の職員が地域活動を行 う場合の取扱いについて、下記のとおりお示ししますので、各都道府県、指定都市及び中 核市におかれましては、社会福祉施設等におけるこれまでの地域活動を後退させることな く、更なる地域活動の推進が図られるよう、本通知の趣旨・内容等を御了知いただくとと もに、都道府県におかれましては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含 む。)に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

各社会福祉施設等の職員が取り組む地域活動のうち、当該社会福祉施設等の利用者を参加させる目的をもって行われるものは、利用者の自立等に資するものであり、当該社会福祉施設等がその利用者に提供している福祉サービスの一環として行うことが可能です。この場合、地域活動を行っている時間については、当該福祉サービスの提供に従事する時間として取り扱うことになります。

一方、各社会福祉施設等の利用者を参加させる目的をもたない地域活動は、当該社会福祉施設等がその利用者に提供している福祉サービスとは別に行われるものであり、この場合については、社会福祉施設等の職員は、当該福祉サービスの提供業務に従事すべき時間帯と当該地域活動に従事する時間帯とを明確に区別すれば、当該地域活動を行うことができます。

### <神奈川県障害福祉課所管 障害福祉施設等整備関係>

### 地方公共団体以外の者の場合

### 補助金等に係る財産処分等について

県の補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産(不動産、機械及び器具等)について、処分の制限期間内に、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄するという処分(以下「財産処分」という。)を行おうとする場合には「補助金の交付等に関する規則」第17条に基づき、事前に、知事の承認を受ける必要があります。

また、国庫補助金等とあわせて県補助金等が交付されている場合、県は、国の承認等を確認後、承認等を行うことになりますが、<u>国への申請後、承認を得るまでに、6か月以上かかった事例がありま</u>した。

### 【参考:厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分の承認基準(概要)】

### < 九州厚生局 H P 掲載資料> ※詳細は、九州厚生局HP参照 地方公共団体以外の者の場合 ホーム > 業務内容 A (1) 10年経過後の厚生労働行政関連事業等への転用、無償譲渡等 > 健康福祉課 厚生労働行政関連事業のほか、幼稚園などの関連事業への転用、無債譲渡等 国艾は地方公共団体への無償譲渡等 > 地方厚生局に委任され 災害等による取壊し等 (2) た補助金の交付等に関 〇 国庫納付不要 する業務 ※ (1)は、承認後10年間は処分制限あり。 > 厚生労働省所管一般 ※ (2)は、報告によるみなし承認。 会計補助金等に係る財 10年経過後の厚生労働行政関連事業等以外への転用、無償譲渡等 産処分承認基準 10年経過前の転用、無償譲渡等 (3) 有償譲渡等 国庫納付を条件に承認 [納付金の額] 【注意】 ① 10年級過後の有債譲渡等(厚生労働行政関連事業等に使用の場合) 国庫補助額 (独) 福祉医療機構等に対する担 譲渡額(※2)× 級事業費 保提供について ※1 ②の籍を上限籍とする。 ※2 増達額が評価額に比して著しく低価な場合には、評価額。 社会福祉法人定款例では、 (2) 10年経過前の転用。無償譲渡、有債譲渡等 (独) 福祉医療機構等に対 1 0 年経過後の有償譲渡等(原生労働行政関連事業等以外に使用の場合) して基本財産を担保に供す 残存年数 国庫補助額 × 机分制限期間 る場合、所轄庁の承認は必 要としないされています (注1) 地域再生法に基づく認定地域再生計画に係る財産処分については、手機不要 が、これは、社会福祉法等 (注 2) A(1)。B(T)の財産処分は、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているこ とを前提に行われるもの。 (注3) 10 年軽過前でも、次の場合については、国連納付不要。 に基づくものであり、補助 市町村合併、地域再生等に体う厚生労働関連事業等への転用、無償譲渡等(個別に認めた場合) ・同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡等 金適正化法に基づく財産処 やむを得ない取壊し等 (注 4) 10 年経過前の有償譲渡等でも、次の場合には、①の算定式を使用。 分の手続きは、別途必要と ・市町村合併、地域再生等に伴う厚生労働関連事業等に使用する場合(個別に認めたもの) 同一事業を10年以上継続する場合 なりますので、御注意くだ

財産処分を行おうとする場合には、施設等の利用者等への配慮を十分行い、対象の財産に補助等を 行った地元市町村等に相談した上で、<u>できる限り早期に、必ず交付決定通知又は裏面に記載の問い合</u> わせ先に事前相談を行ってください。

また、<u>補助を受けて整備した後、利用定員を減ずる場合、国の承諾が必要となることがあります</u>ので、同様に、できる限り早期に必ず事前相談を行ってください。

なお、県障害福祉課が所管する障害福祉施設等の整備に係る補助金等以外の補助金等に係る財産処分等については、各補助金等交付元にお問い合わせください。

### 1 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金 (障害者自立支援基盤整備事業費)

概要	交付元	電話番号
障害者地域作業所が新体系サービスに移行した際の 改修工事費等に対する補助	障害福祉課 社会参加推進グループ	045 (210) 4709
相談支援事業所等の改修工事費等に対する補助	障害福祉課 地域生活支援グループ	045 (210) 4713
上記以外の改修工事費等に対する補助	障害福祉課 施設指導グループ	045 (210) 4724

### 2 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金 (移行定着支援事業)

概要	交付元	電話番号
小規模作業所等が新体系サービスに移行した際に、 新たな事務処理等を定着させるために要した経費に 対する補助	障害福祉課 社会参加推進グループ	045 (210) 4709

### 3 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金(相談支援体制整備特別支援事業)

概 要	交付元	電話番号
	障害福祉課 地域生活支援グループ	045 (210) 4713

### 4 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金 (障害者自立支援法施行特別対策事業費)

概要	交付元	電話番号
	障害福祉課 事業支援グループ	045 (210) 4717

### 5 障害者就労訓練設備等整備事業補助金

概要	交付元	電話番号
施設及び小規模作業所が、新体系サービスに移行した際に、就労訓練設備等の整備に必要とした経費に対する補助	障害福祉課 社会参加推進グループ	045 (210) 4709

※ 上記  $1 \sim 5$  以外の施設の整備、耐震化、スプリンクラー整備等に対する補助金については、 障害福祉課施設指導グループ(045-210-4724)にお問い合わせください。

障 福 第 20 号 平成29年4月12日

指定障害児人所施設 管理者 指定障害者支援施設 管理者 各位 市町村障害福祉主管課長

神奈川県保健福祉局福祉部 障害福祉課障害サービス担当課長 (公印省略)

障害福祉施設等における防犯に係る安全確保の点検及び 取り組み状況の調査について

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

県所管域障害福祉施設は平成 28 年 10 月 17 日付けにて、各政令指定都市及び中核市には平成 28 年 10 月 27 日付けにて依頼しておりました標記調査の回答についてとりまとめましたので、別添のとおりお知らせします。

標記調査の結果、防災に係る安全対策については、すでに様々なマニュアルや取り組みが整備されていましたが、防犯に係る体制の整備については、「津久井やまゆり園の事件を受けて整備した」「今後、体制を整備していく」といったご意見が多くありました。

今後も、平成 28 年 9 月 15 日付雇児総発 0915 第 1 号・障障発 0915 第 1 号・ 老高発 0915 第 1 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護 局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局高齢者支援課長 連盟通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」に添付さ れている点検項目を参考にマニュアルの作成等、防犯に係る安全対策の整備を 進めていただきますようお願いいたします。

問合せ先

施設指導グループ 佐藤 電話 045-210-4724(直)

### 障害福祉施設等における防犯に係る安全確保の点検及び取り組み状況の調査について【県全体 回答結果】 (H28.11現在)

### 1 日常の対応

1 日常の対応							
(1)所内体制と職	員の共通理解	県所管 県立	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	県全域
7	不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由で体力のない人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方な 、利用者の安全や職員(嘱託の警備員等を含む。)の護身を含め、 防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企 図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図って いるか。	79%	78%	71%	100%	80%	80%
1	防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割 分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。	56%	63%	29%	88%	20%	57%
Ż	来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。	65%	67%	100%	100%	80%	72%
ı	職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証や リボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員 とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。	62%	41%	57%	63%	60%	55%
<i>d</i>	. 来訪者に"どこへ行かれますか?""何かお手伝いしましょうか?"と いった声かけをすることとし、実践しているか。	85%	89%	86%	88%	80%	86%
ħ	夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。	71%	59%	86%	88%	80%	71%
#	来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。	88%	93%	100%	100%	100%	92%
7	職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。	58%	19%	29%	75%	40%	44%
5	通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手 薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。	71%	74%	71%	88%	60%	73%
	万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡 先・連絡方法(緊急連絡網)をあらかじめ定めておき、職員に周知して いるか。	73%	74%	86%	100%	60%	76%
y	緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることな〈職員間で情報を 伝達できる「合言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知している か。	25%	15%	0%	13%	<b>O</b> %	18%
L					<u> </u>		

(2)不審者情幸	報に係る	地域や関係機関等との連携	県所管 県立	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	県全域
	ア	市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、 民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から 連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・ 情報交換・情報共有できる体制となっているか。また、共有した関係 先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。	44%	52%	43%	88%	80%	52%
	1	関係機関からの注意依頼文書を配布·掲示するなど施設等内で周知 徹底しているか。	88%	89%	86%	88%	100%	89%
	ウ	近隣の警察署等に施設の図面を提供して、防犯に係るアドバイスをも らうなど、連携が図れているか。	50%	52%	43%	63%	60%	52%
(3)施設等と利	川用者の	家族の取組み	県所管 県立	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	 県全域
	ア	利用者に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における 活動に当たっての注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも 話し合われるよう働きかけているか。	<u></u> 朱立 46%	59%	14%	88%	40%	51%
(4)地域との協	協同によ	る防犯意識の醸成	県所管 県立	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	県全域
	ア	自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備(街灯、防犯灯など)の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。	37%	26%	43%	75%	60%	39%
	1	地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段 から地域との 交流を深めているか。	87%	85%	86%	100%	100%	88%
(5)施設整備面	面におけ	る防犯に係る安全確保	県所管 県立	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	県全域
	ア	利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。	54%	74%	57%	88%	60%	64%
		警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策(そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む)	52%	44%	29%	100%	40%	51%
		対象物の強化(施設を物理的に強化して侵入を防ぐ)例:玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。防犯性能の高い建物部品のうち、ウィンドウフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。防犯性能の高い建物部品(ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等)に交換する。	29%	44%	43%	88%	20%	39%
		接近の制御(境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ) 例:道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。 敷地や建物への出入口を限定する。	60%	52%	86%	38%	60%	57%

	監視性の確保(建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ)例:夜間等、人の出入りを感知するセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。防犯カメラを設置する。	62%	67%	43%	88%	60%	64%
1	門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日 点検しているか。	79%	89%	100%	100%	80%	85%
Ċ	施設管理上重要な設備(例えば、電源設備など)への施錠その他の 厳重な管理と、その施錠等の管理の状況を毎日点検しているか。	73%	74%	100%	88%	80%	77%
I	警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じているか。	27%	41%	29%	75%	20%	35%

(6)施設開放又は施設外活動における安全確保·通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保	県所管 県立	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	県全域
施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家 ア 族に対し注意喚起を行っているか。	67%	63%	57%	75%	40%	64%
来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等をしているか。特に児童通所施設イにおいては、来所及び帰宅途上で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。	42%	30%	0%	38%	20%	34%
ウ 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。	94%	100%	100%	88%	100%	96%
施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利 エ 用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を 行っているか。	88%	89%	57%	88%	80%	86%
施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定 し、確実な状況把握に努めているか。	92%	96%	100%	100%	100%	95%
施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設 内に掲示しているか。	54%	44%	43%	88%	20%	51%
キ 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る 安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。	8%	O%	Ο%	25%	Ο%	6%

### 2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

(1)不審者情報があ	る場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制	県所管 県立	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	県全域
ア	施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措 置をとる体制を整備しているか。	31%	41%	0%	50%	60%	35%
	不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。	65%	85%	71%	88%	80%	75%
	事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有 を図り、複数の職員による対処体制を確立する。	71%	81%	86%	100%	60%	77%
	(利用者の年齢や心身の状態に応じて)利用者に対して、 また、その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合に は職員の指示に従うよう注意喚起する。	79%	70%	57%	100%	80%	77%
	利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。	35%	44%	57%	88%	40%	44%
	利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1.(5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。	44%	59%	43%	88%	60%	53%
(2)不審者が立ち入 等	った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導	県所管 県立	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	県全域

(2)不審者 等	皆が立ち入っ 	た場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導	県所管 県立	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	県全域
	ア	施設等内に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をとる 体制を整備して いるか。	25%	41%	Ο%	63%	60%	33%
		不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的おそれがあると判断した場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに連絡する。	83%	85%	100%	88%	80%	85%

事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。	56%	59%	14%	88%	60%	57%
不審者に対し利用者から離れた場所に移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉遣い等に配意したり、利用者の安全が確保みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。	63%	74%	43%	88%	80%	68%
不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばら〈残って様子を見る等の対応をする。	62%	70%	71%	88%	80%	68%
不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えるとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記(1)の体制を確保する。	65%	63%	57%	88%	60%	66%

	障害児入所施設	障害者支援施設	計
県所管及び県立	7	36	43
横浜市	8	19	27
川崎市	1	6	7
相模原市	2	6	8
横須賀市	0	5	5

児者併設の施設は障害者支援施設でカウント

### 障害児入所施設に入所する 18 歳以上の障害者の 成人サービスへの移行支援について

平成 24 年の児童福祉法の改正により、原則 18 歳以上の方は障害児入所施設に在籍できなくなりました。(児童相談所長の判断により 20 歳の誕生日前までは在籍可能。)

現在は、経過措置期間中ですが、3月8日の障害保健福祉関係主管課長会議において、特に都市部の障害児入所施設に在籍している18歳以上の障害者(以下「加齢児」という。)の成人サービスへの移行について、強度行動障害者等の障害福祉サービスでの支援の提供の場が不足している状況から、経過措置期間を平成29年度末から、平成32年度末まで延長する方針が示されたところです。

障害児入所施設では、加齢児の成人サービス等への円滑な移行に向けて、障害福祉サービス等の体験利用等に取り組んでおります。これまでも、体験利用にあたっては、御協力をいただいておりますが、今後も引き続き、体験利用の受け入れに更なる御協力をいただきますようお願いいたします。

また、前述のとおり、経過措置期間は延長となる見通しですが、当該会議の資料の中では、県と市町村が連携を図り、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等と協力しながら、毎年度継続して移行支援を図ることが必要であること等が示されています。

現在も障害児入所施設からの移行支援には多大な御協力をいただいているところですが、 平成33年度以降は、原則18歳以上の方は障害児入所施設に在籍することができなくなる ことから、引き続き入所調整の御協力をいただきますようお願いいたします。

問合せ先

施設指導グループ 佐藤 電話 045(210)4724

### 14 発達障害支援施策の推進について

厚労省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室 障害児・発達障害者支援室 平成29年3月8日(水) 障害保健福祉関係主管課長会議資料より抜粋

### (4)障害児入所施設の移行について

平成 22 年の児童福祉法の改正(平成 24 年施行)において、18 歳以上の障害者については、就労支援施策や自立訓練を通じ、地域移行を促進するなど、大人としてふさわしい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとしたところである。

一方、平成 23 年 10 月 31 日に行われた障害保健福祉関係主管課長会議でお示ししたとおり、施行後直ちに指定基準を満たすことが困難な場合もあり、現に障害児入所施設に入所している 18 歳以上の者が退所させられることがないよう、障害児入所施設の指定を受けていることをもって、障害者支援施設又は療養介護の指定基準を満たすものとみなす旨などの「みなし規定」を設け、その期限を平成 30 年 3 月末とお示ししたところである。

これまで、障害児入所施設の移行予定状況等について障害保健福祉関係主管課長会議において示し、地域移行の促進をお願いしてきたところであるが、福祉型障害児入所施設、 医療型障害児入所施設等のそれぞれの状況を鑑み、今後の方針を次のとおりとする予定である。

### 【福祉型障害児入所施設】

福祉型障害児入所施設については、特に都市部において、強度行動障害者等の障害福祉サービスでの支援の提供の場が不足している状況等に鑑み、みなし規定の期限を、3年延長し、平成33年3月31日までとする。

### 【医療型障害児入所施設等】

平成 26 年の「障害児の在り方に関する検討会」報告書において、「障害児入所施設と療養介護が一体的に実施できる事業所指定の特例措置を恒久的な制度にする必要がある」とされたことから、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関については、入所者の年齢や状態に応じた適切な日中活動を提供していくことを前提に、医療型障害児入所施設等と療養介護の両方の指定を同時に受ける、現行のみなし規定を恒久化する。(関連資料9)

### (5)都道府県と市町村が連携した移行支援

障害児に対する障害児通所支援や障害児入所支援から、障害者に対する障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、都道府県と市町村は緊密な連携を図る必要がある。特に、障害児入所支援については、都道府県と市町村は連携を図り、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等と協力しながら、今後、毎年度、継続して移行支援が図られるよう、指定障害児入所施設等へ入所した後から、退所後の支援を見据え、連絡調整を図っていくことが必要である。

このため、今般、上記の内容を障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する基本指針に盛り込むこととしており、都道府県及び市町村が主体となり、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等の協力を得ながら、障害児入所施設の入所児童の実態を把握しつつ、入所者の円滑な支援の移行が図れる地域支援の体制づくりを進めていただきたい。

### **障害者虐待について**

### 1 障害者虐待対応事例集について

平成 28 年度の県障害者自立支援協議会権利擁護部会において障害者虐待対応事例 集を作成し、平成 29 年 3 月末からホームページで公開しています。

### 事例集の特徴

養護者による障害者虐待 6事例、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 8事例、使用者による障害者虐待 4事例の計18事例を収録しています。

県内の障害者虐待の傾向をまとめた資料(厚生労働省が全国の都道府県・市町村を対象に実施した「平成 27 年度障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況調査」の調査結果を基に作成)も掲載しています。

### 事例集の掲載場所

県障害福祉課ホームページ内 「障害者虐待防止のために」

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f420445/

障害福祉情報サービスかながわ 「書式ライブラリ」 「1.神奈川県からのお知らせ」 「8 障害者虐待防止・権利擁護に関するお知らせ」

http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待は、サービスの種類や加害職員の役職、 経験年数を問わず発生しています。上記事例集を活用するなどして日頃の支援を振り 返り、虐待や不適切な支援がないか点検するとともに、虐待防止体制の構築に努めて ください。

また、障害者福祉施設従事者や相談支援専門員は養護者虐待や他の事業所での障害者虐待を発見したり、相談を受けることも多い立場にあります。障害者虐待が疑われる事態を発見した場合の通報義務や支援の実際についても事例集を通じて理解を深めてください。

### 2 障害者虐待防止・権利擁護研修について

今年度も秋頃実施する予定です。昨年度同様、施設系コースの修了者の方には自所属で伝達研修を実施していただく予定です。

### 平成29年度 神奈川県強度行動障害支援者養成研修 実施予定

### 1 研修実施方法

強度行動障害支援者養成研修の修了者については、平成27年度報酬改定において、短期入所、施設入所支援、共同生活援助及び福祉型障害児入所施設の重度障害者支援加算等の算定要件となっており、これらの加算によっては、**算定要件に平成30年3月31日までの経過**措置を設けているものがあることから、本県においては、平成27年度から委託研修として実施してきた本研修について、平成28年度より**県直営研修の実施及び指定研修を導入**しております。

指定研修を実施しようとする事業者は、神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課地域生活支援グループにお問合せください。

神奈川県 保健福祉局 福祉部 障害福祉課 地域生活支援グループ

電話:045-210-1111(内4721)

### 2 研修対象者・実施予定(案)

### (1)基礎研修

障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者とする。

X	分	実施回数	定員	研修日数	開催時期等
直	営	1 回	100名	2日間(予定)	・6月29日~30日 現在募集中
委	託	2 📵	100名/回	2 日間(予定)/回	・9月25日~26日(予定) ・11月13日~11月14日(予定)
指	定	-	-	2 日間(予定)/回	指定事業者 1事業者 (平成29年4月1日現在)

指定事業者による研修についても、開催時期等が決まりましたら「障害福祉情報サービスかながわ」において情報提供いたします。

### (2)実践研修

基礎研修を修了した者のうち、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神 障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定の ある者とする。

	X	分	実施回数	定員	研修日数	開催時期
=	委	<b>∔</b> ≐	o [□	100公司	2 口眼/圣宁//同	・8月3日~4日(予定)
3	攵	託 2回 100名/回 2日間(予定)/回	2 口间(77足)/凹	・1月22日~23日(予定)		

平成29年4月1日現在 指定事業者なし。

### 備考

- (1)募集案内については、ウェブサイト<u>「障害福祉情報サービスかながわ」</u>において、 ご案内いたします。
- (2)実践研修の対象者は、基礎研修修了者となります。

### 平成29年度 神奈川県相談支援従事者研修 実施予定

### 1 相談支援従事者初任者研修

区分	定員	研修日数	開催時期	問合せ先
				横浜市健康福祉局障害福祉部
横浜市	100	6 日間	8月~10月	障害福祉課地域活動支援係
				TEL: 045 - 671 - 3602
				川崎市健康福祉局障害保健福祉部
川崎市	100	7 日間	9月~11月	障害計画課地域支援・療育係
				TEL: 044 - 200 - 0871
				神奈川県保健福祉局福祉部
県 域	200	7 日間	7月~11月	障害福祉課地域生活支援グループ
				TEL:045-210-1111(内線4721)

開催時期は、会場の関係上、変更することがあります。

### 2 相談支援従事者現任研修

区分	定員	研修日数	開催時期	問合せ先
				横浜市健康福祉局障害福祉部
横浜市	180	3 日間	11月~1月	障害福祉課地域活動支援係
				TEL: 045 - 671 - 3602
				川崎市健康福祉局障害保健福祉部
川崎市	6 0	3 日間	11月~12月	障害計画課地域支援・療育係
				TEL: 044 - 200 - 0871
				神奈川県保健福祉局福祉部
県 域	1 2 0	3 日間	10月~11月	障害福祉課地域生活支援グループ
				TEL:045-210-1111(内線4721)

開催時期は、会場の関係上、変更することがあります。

### 備考

- (1)募集案内については、ウェブサイト<u>「障害福祉情報サービスかながわ」</u>において、 ご案内いたします。実施要領等をご確認の上、お申し込みください。
- (2)相談支援専門員の資格は、実務経験を満たし、相談支援従事者初任者研修(以下、初任者研修)を修了することが資格要件となっています。初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年度毎に1回以上相談支援従事者現任研修(以下、現任研修)を修了する必要があります。(5年度毎に更新)
- (3) <u>平成24年度初任者研修修了者で現任研修を未修了の方は、今年度中に現任研修を修了する必要があります。資格を失効した場合、救済措置はありません</u>。初任者研修(全日程)を修了する必要がありますのでご注意ください。

# 無

# 平成29年4月 神奈川県保健福祉局保健医療部医療課

# 小児等在宅医療連携拠点事業概要

### 【本県の課題

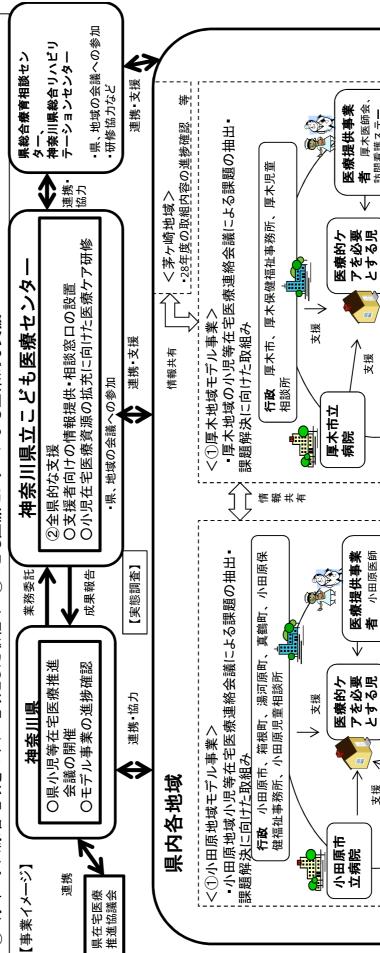
医療技術の発達により、新生児が出産直後に死亡するケースが減り、NICUの長期入院児(1年以上入院)は増加している。また、地域で は受入にあたり、医師や看護師、介護者の医療的ケアに対する経験不足や緊急時等の連携体制に不安がある。

[事業目的]

医療・福祉・教育・行政が連携をして、地域で支えていく体制をつくること NICUを退院し、医療的ケアを必要とする児を保健、

# 【小児等在宅医療を進めるための2つの柱】

②こども医療センターによる全県的な支援 厚木・小田原各地域をモデル地域とした取組み  $\bigcirc$ 



**本** 厚みに、 | 訪問看護ステー | コン 等 厚木医師会、

支援

小田原医師 訪問看護ス-ション 等

**本** 小田原图会、訪問看護 会、訪問看護 テーション

支援

**福祉提供事業者** 相談支援事業者、児童 発達支援センター等

支援

小田原養護学校、保護者 サークル等

教育機関

**福祉提供事業者** 相談支援事業者、児童 発達支援センター 等

支援

保護者

**教育機関** 座間養護学校、 サークル等

## 1. モデル事業の取組

- 茅ヶ崎地域のモデル事業(H26-27)の成果をもとに厚木及び小田原地域でモデル事業を実施(H28-29)。
- 全県的な展開については、各地域の動きも踏まえて、今後地域選定を行う予定。 0

# 2. 医療的ケア児の支援に関する市町村情報交換会

「医療的ケア児の支援に関する情報交換会」を市町村の障害福祉主管課中心に呼びかけ、実施。 0

# 3. 小児在宅医療患者の実態調査

- 在宅医療指導管理料から、医療機関側から実数調査を実施。毎年実施し、経年変化を追う予定。 0
- 〇 当事者に対し、療養中の小児の在宅生活の生活実態を調査。

## 4. 支援者向け相談窓口

学校、関係機関等からの相談対応や情報提供を実施。 看護師を配置した相談窓口を設置し、患者・家族、 0

### 5. 医療ケア研修

- 地域の開業医等を対象とした地域医療支援事業研修会の実施。
- 〇 医師・看護師・介護職等を対象とした医療ケア実技研修の実施。

### 6. その街

- 〇 メディカルショートステイ実施状況調査
- 医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議(国)⇒庁内連携のきっかけに 0

ども医療センターを中心に実施

# 1. モデル事業の取組①

各地域選定理由 第 1 回会議 第 1 回会議後 第 2 回会議	厚木地域       小田原地域         小児等在宅医療連絡会議       小児等在宅医療連絡会議         ○『重症心身障害児者実態調査報告書』       ○訪問看護の利用率が他圏域に比べてくいった。の要とする人にすい現在宅の対象者が多いと見込まれた。         ・ の厚木市域を中心に厚木医師会単位で立まった。       が結びついていない可能性         ・ 以展機関が各々進めている小児等在宅医療に係るこれまでの取組みと課題を共有地域の課題について議論       ○1市3町(小田原医師会単位で立上げ         ・ な各地域における課題を整理し、課題解決に向けて必要なことについて議論       文各地域における課題を整理し、課題解決に向けて必要なことについて議論         ・ な各地域における課題への対応策の議論       ①自治体の支援体制構築         ②コーディネート       ・ 条地域の配めが応知のあるを空中	1. 日原地域 小田原地域 小児等在宅医療連絡会議 小児等在宅医療連絡会議 し 場中会児童相談所)から、 が結びついていない可能性 を中心に厚木医師会単位で立 真鶴町)の小田原医師会単位で立上げ 直急について議論 は14. 課題解決に向けて必要なことについて議論 は14. 第2 (1) 自治体の支援体制構築 (2) (1) 自治体の支援体制構築 (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
	4 各地域の規制内容を兼定	
j		7

# 1. モデル事業の取組(2)



## 平成28年度の取組状況

茅ヶ崎保健福祉事務所を中心に会議を2回開催し、関係機関とともに取組を進めた。

	1	Dill/
報	①訪問看護ステーションの底上げ②保健師等のコーディネート機能の2つの取組内容を中心に進捗状況の確認と実現に向けた方法を議論	保健師のコーディネート機能として、ケース支援の実践を積み上げていく取組として、事例検討を行った。
内容	<ul><li>・平成28年度の取組内容の進捗確認</li><li>・地域の課題解決策の検討</li></ul>	<ul><li>・事例検討</li><li>・来年度に向けた取組について</li></ul>
搬	第1回茅ヶ崎・寒川地域乳幼児のた めの在宅支援医療連絡会議 (H28.10.13)	第2回茅ヶ崎・寒川地域乳幼児のた めの在宅支援医療連絡会議 (H29.3.14)

# 医療的ケア児の支援に関する市町村情報交換会

## 〈平成27年度〉

内容	く政令市、県医療課、県障害福祉課、県立こども医療センター> 〇 課題の共有及び先進事例の共有を目的として実施 >県から小児在宅医療連携拠点事業の説明 >各政令市の取組状況を報告
回数	第1回 (H27.11.9)



※ H28.6の国通知「医療的ケア児の支援に関する医療、保健、福祉、教育等の連携の一層の推進について」について、どこから実施すればよいか戸惑った市町 村も多いのではないか…

障害福祉主管課は普段、医療関係者と接する機会が少ないことが想定さ れ、医師の在宅医療の話を聞くことが取組を進める役に立つのではないか…

### 〈平成28年度〉

回数

### 及 松

く33市町村の障害福祉主管課中心に参加者を拡大>

〇 各地域での取組みを支援するため、各地域の取組みや課題について情報共有するこ とを目的に実施

→県から小児在宅医療患者実数調査により把握した県内の在宅患者の状況や県内のメ ディカルショートステイ実施状況調査の結果共有

(H29 1 24) 第2回

→横須賀市立うわまち病院小児科医による講演『小児在宅の課題について』

→事前提出議題に対する各市町村の取組状況について意見交換

## 事後アンケート結果

持つことができればよかった」「医療的ケア児の短期入所可能場所、教育現場での実情を知りたい」等、事例検討や 〇 「実際に行政、病院、福祉サービス提供者間で連携に苦労したケース等の紹介をもとに、課題への共通認識を 現状把握を求める声が比較的多かった。

⇒市町村の実情に応じた取組を後押しできるよう講演テーマをエ夫し、来年度に向けて引き続き開催する予定

# 3. 小児在宅医療患者の実態調査

# 実数調査及び生活実態調査

### (1)実施概要

こども医療センターの医療機関ネットワークを活用し、県内の研修指定医療機関38箇所へ調査票を配 布し、調査を実施。

### (2)内容

○ 対象:外来で在宅療養指導管理料を算定している18歳以下の患者○ 質問項目:居住市、年齢、性別、医療ケアの種類等

### <午幣分作>



く疾患区分>

### 1,088名(H27.12時点) <市町村別対象患者数> 総数 (3)結果

伊勢原市

515

横浜市

座間市 寒川町 逗子市

99

三馬出

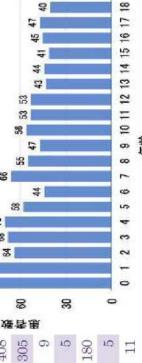
く医療ケア別患者数

医療的ケア

人工呼吸 (TPPV) 人工呼吸 (NPPV)

気管切開

2 .	_		Z	1		
		8				
8		8		8		
					¥	
205	78	35	408	305	6	1
			8 8	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	20 8 8 20 21



県外	※ 県外区
10	9

町田市17、それ以外の東京都8、埼玉県3、千葉県2、秋田県1

高カロリー輸液

自己導尿 復膜透析

南足柄市

湯河原町

海老名市

厚木市

人工肛門 陽瘴

足柄上郡

愛甲郡 箱根町

2

鎌倉市

大和市

小田原市

斯 山 町 出無出

中郡

横須賀市

茅ケ崎市

平塚市

9 58 40 39 25

藤沢市

相模原市

地域別、医療ケア別の患者数については毎年実施し、定点観測的に活用する。H281よ、併せて生 活実態調査をインタビュー形式で実施。特に移動支援に対する意見が多かった。

# 4. 支援者向け相談窓|

# 支援者向け相談窓口実績

<相談依頼元機関数(総数)>

件数(H28.4月~ H29.2月末)	230	176	133	9	41	586
相談者	医療機関	訪問看護	行政•児相	保育園 学校等	その街	抽

くのべ相談件数(推移)> 保育園 **孙** 1% 他医療 44% 機関 その他 H27(479件) %9 護ステー 訪問看 ション 38% 保育園 2% 行政 児 童相談 形%

その街 他医療 機関 39% 訪問看 ション 護ステー 30% 行政 児 童相談 所 23%

H28 (586件)

### く主な相談内容>

- 具体的な在宅での医療的ケアの利用方法など 0
- なが 医療資源(小児を受けてくれる訪問看護ステーション、介護支援事業所等)の照会

### 事業効果

- 関係機関からこども医療センターが「専門的な相談ができる機関」として認知
- →これまでも、技術支援の延長として在宅医療の相談に応じていたが、研修会に新たに参加して<<<br />
  機関も増えてお り、支援者が専門的な相談のできる相談機関のひとつとなっている。
  - 行政や児童相談所からの間合せの増加 0
- 対象児の地域への移行が進みつつあり、受入にあたり相談が増えていることが考えられる。

### 医療ケア研修 S .

# 地域医療支援事業研修会

〇 地域の開業医向けに実施し、小児在宅をはじめとする地域における小児医療の課題を共有する。 【結果】※2月末時点

○「発達障害の基礎知識」(6/16) 参加者:49名

医療的ケア児は複合的な疾患を抱えるケースも少なくないため、医療ケアの実技だけでなく基礎疾患である 発達障害に関する知識を深める。

〇「小児の栄養とその後の影響」(11/17)参加者:53名

O「小児皮膚疾患の対応」(2/16)参加者:50名⇒小児形成外科の基礎知識の研修を希望する声が多かった。

## 医療ケア実技研修等

## 【目的】※2月末時点

いる保育所の医療従事者を対象に、小児在宅の専門性などをテーマにし、小児の在宅医療知識・技術の 県内の在宅医療に取り組む医療機関、訪問看護ステーション、医療ケアを行っている小児を受け入れて 向上及び情報共有・交換を目的とする

- 「小児の栄養サポート」(5/20) 参加者:26名
- 参加者:23名 「小児の口腔清潔ケア」(1/15)
- 「小児の在宅人工呼吸器管理(10/1)参加者:54名
- 「終末期における小児がん患者と家族を支える」(在宅医連携カンファレンス)(10/13)参加者:57名
  - 「疾患・障害を持つこどもの発達支援」(支援者向け講習会)(12/22) 参加者:48名
- 「小児の呼吸理学療法」(11/18) 参加者:47名 (1/13) 参加者:44名 |重症心身障害児の口腔ケアと嚥下」(2/3) 参加者:19名
- ⇒特に、介護職向けの研修では、呼吸理学療法•皮膚ケア•発達支援•重症心身障害児の摂食を研修 テーマにしてほしいとの意見があった。

## 6. かの街(1)

# メディカルショートステイ実施状況調査

### 実施目的

イト(※1)を目的とした入院(いわゆるメディカルショートステイ(※2))についての実施状況及び受入条件等の運用 障害者総合支援法に基づく短期入所サービス(医療型短期入所及び福祉型短期入所)には該当しない、レスパ

【※1 レスパイト

「在宅で重症心身障害児者を介護されているご家族の方が、病気や出産、冠婚葬祭、旅行などの理由により一時的に介護ができなくなった時 に短期間入所し、看護、療育、日常生活の支援(食事の提供、入浴等)、健康管理及び医療を受けるための支援」を意味する。

主たる目的が在宅管理の適正度を判断する「医療」であり医療法上の入院であるが、従たる目的がレスパイトなど「福祉」目的の入院制度

### 結果概要

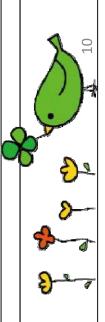
- 〇 メディカルショートステイを実施している医療機関等の有無
- 「医療機関へ財政的な支援をしている」と回答した市町村は3つ(横浜市、相模原市、厚木市) →「ある」と回答した市町村は4つ(横浜市、相模原市、厚木市、小田原市)
- 調査は、実施状況だけでなく、当該機関の受入条件まで把握することを目的としたが、実施機関の把握すら困難 0
  - <del>></del>レスパイトを目的としたメディカルショートステイは制度として整っていないこと、また家族からの希望に都度医療 機関が対応している状況で、実施を広く公開していないことが考えられる。

# メディカルショートステイを制度として実施するにあたっての課題

- 医療的ケアを要する患者のレスパイトに対する適正な診療報酬の設定
- 入院患者との兼ね合いもあり、メディカルショートステイ枠のベッド確保は困難
- 小児在宅患者のケース自体や医療資源が少ないこともあり、小規模市町村単独での整備は難しい
- 一方、実施している市町村では、受入条件が限られる等利用できない御家族への対応が必要等運用上の課題

### 結果の活用

- 総合療育相談センターの短期入所連絡会議との連携を検討 00
  - 市町村情報交換会での情報共有



## 6. その他②

# 医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議(国)12/13

### 目的

付け連名通知)』に基づき、関係省庁において全国規模での各分野を交えた合同会議の場を設け、自治体同士の 意見交換の場として実施された 『医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉及び教育の連携の一層の推進について(平成28年6月3日

→ 神奈川県は、①保健担当者(健康増進課)②在宅医療担当者(医療課)③障害福祉担当者(障害福祉課)④保 育担当者(次世代育成課)⑤教育担当者(教育局特別支援教育課)が参加

### 結果

○ 事前に配布された取組報告シートを通じて、県の医療福祉資源の状況、また、各所管課の事業について互い に情報共有することができた。その後、生活実態調査において関係課同行訪問も行うなど庁内連携を強化

地域医療機関 保健福祉事業 (保健福祉事務所 ) 1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1									
神奈川県	25件 (うち県所管8件)	2,866人	98/918箇所 11.8%	381/590箇所 68.0%	44/384箇所 11.45%	(特支)340/5,990人 (小中)17/244,876人	(特支)16校 2.6人 (小中)5校 1人		
医療資源及び人的資源等の状況	医療型短期入所事業所数(H28.11.1)	喀痰吸引等3号研修修了者数(H28.4.1)	在宅医療に対応できる医療機関数のうち小児患者に対応できる医療機関数(H27.3.31)	在宅医療に対応できる訪問看護事業所のうち小児患者に対応できる訪問看護事業所(H28.4.1)	県で所管している保育所のうち看護師配置している保育所(H28.4.1)	公立特別支援学校及び小中学校在籍者のうち医療的 ケア児数(H27.5.1)	公立の特別支援学校及び小中学校における看護師配置校数および平均配置人数		
	_	0	ო	4	Ŋ	9	7		

11

# 神奈川県介護賞

# 神奈川県社会福祉関係者等表彰



介護賞・社会福祉関係者等表彰は、県内において多年にわたり介護等の社会福祉 事業に携わり、献身的に働いている方々の業績をたたえ、ご本人を表彰するととも に、広く介護に従事する方々の励みとしていただくため、創設した表彰です。

#### 神奈川県介護賞

#### 【表彰要件】

社会福祉法第2条に定める事業を行う社会福祉施設等で、生活指導員、介護職員、 児童指導員等として**介護業務に現に従事している**者

- (1)業務従事期間20年以上かつ、県内従事期間10年以上
- (2)年齢 40歳以上
- (3)次のいずれかの表彰を受賞している者
  - ・神奈川県社会福祉関係者等表彰 ・神奈川県ホームヘルパー表彰
  - ・指定都市長又は中核市長の社会福祉功労者表彰

## 社会福祉関係者等表彰

#### 【表彰要件】

(1)社会福祉施設等の長、社会福祉法人役員 15年以上

(2) 社会福祉団体等役員 15 年以上

(3)社会福祉施設等従事者 15・20年以上

(4) ボランティア活動 10 年以上

(1)~(3)については、社会福祉の功労による市町村長表彰又は 神奈川県社会福祉協議会会長表彰の受賞者かつ、年齢 40歳以上の者

## 推薦について

平成 29 年 6 月頃に推薦募集を開始しますので、県ホームページ、 障害福祉情報サービスかながわ等により別途お知らせします。

問合せ先

神奈川県保健福祉局福祉部地域福祉課地域福祉グループ 電話 (045) 210-4750 FAX (045) 210-8859



# えかながわ福祉みらい賞 💸



## ~ 若手職員・若手チームの取組みを表彰します! ~

かながわ福祉みらい賞は、県内の社会福祉施設等において、利用者の直接支援業務 に携わる若い福祉従事者で、業務上有益な創意工夫や改善、支援方法の優れた取組み 等により、他の社会福祉施設の目標や模範となるような功績があった 方を表彰します。

### 対 象

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する社会福祉施設等におい て、**利用者の直接支援業務に従事している**者又はチーム等の団体

## 個人表彰要件

- (1) 生活指導員、介護職員、児童指導員等の者
- (2)年齡 40 歳未満
- (3)在職期間が常勤職員として通算7年以上
- (4)研究発表、地域貢献、人材育成等の取組みにおいて、他の社会福祉施設等 の目標・模範となり、対外的にも顕著な功績があること

#### 団体表彰要件

- (1)生活指導員、介護職員、児童指導員等を過半数とする団体
- (2)代表者を含む過半数が40歳未満
- (3)研究発表、地域貢献、人材育成等の取組みにおいて、他の社会福祉施設等 の目標・模範となり、対外的にも顕著な功績があること

## 推薦について

平成29年6月頃に推薦募集を開始しますので、県ホームページ、

障害福祉情報サービスかながわ等により別途お知らせします。

問合せ先

神奈川県保健福祉局福祉部地域福祉課地域福祉グループ 電話(045)210-4750 FAX(045)210-8859

#### 福祉サービス第三者評価について

## 福祉サービス第三者評価とは

事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が評価調査表を用いて調査を行い、事業者の提供する福祉サービスを専門的かつ客観的な立場から総合的に評価し、その結果を公表しています。福祉サービス事業者のサービスの質の向上への取組みを促進するとともに、利用者のサービス選択を支援することを目的としています。

神奈川県では、「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」(以下「推進機構」という。)を社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会内に設置し、普及啓発事業、評価調査者養成研修・登録事業、評価機関認証事業、評価結果公表事業等を行っています。

#### 根拠

社会福祉法第78条(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第1項 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の向上の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

#### 推進機構のホームページ URL

http://www.knsyk.jp/c/3hyouka/eec0bc1de284ceff282e8f92eee1fd01

## 評価を受けるメリット

- サービスの質の向上への気づきが得られます。
- ・ 利用者・地域との信頼関係の構築に役立ちます。
- ・ 職員の教育・研修の一環として評価を活用できます。
- 福祉サービスをこれから利用しようとしている方や就職先として施設を探している方にアピールできます。

## 評価結果の公表

推進機構のホームページやWAMネット、横浜市ホームページ、川崎市ホームページを通じて公表しています。また、「かながわ福祉人材センター」において評価結果を閲覧することができます。

## 福祉サービス第三者評価を受審するには

第三者評価を行っている評価機関にお問い合わせください。推進機構のホームページには、評価機関の情報や各評価機関が行った評価結果も掲載していますので、評価機関選定の参考にしてください。

また、推進機構主催の説明会を7月下旬に予定しています。障害福祉情報サービスかながわにもお知らせを掲載します。第三者評価を実際に受審した事業所からの受審報告や評価機関の紹介も行っておりますので、ぜひ御参加ください。

#### (参考 福祉サービス評価の種類)

自己評価	利用者評価	第三者評価				
サービス事業者自らが、自ら が提供するサービスの質を評 価すること。	利用者(場合により家族も含む)自身が、利用しているサービスについて評価を行うこと。	中立・公正な第三者評価機関が、事業者との契約に基づき、 当該事業者のサービスの質を 評価すること。				
「自己評価」には、 ①事業者が自らの自由裁量で主体的に取り組む「自己評価」 ②第三者評価の過程で行われる「自己評価」 の2つがあります。 ①の自己評価では、評価項目・基準は事業者が任意でき、自己評価を表記をができ、第三者評価の扱い方も事業の扱い方も事業の判断に委ねられます。 ②の自己評価では、第三者評価項目に基づいて自己評価を行い、自己評価結果は第三者評価機関に提出することになります。	福祉サービス利用者や利用者家族が、自ら利用しているサービスの評価を行うことは困難な面もあるため、実際には利用者を判別を変して、実際に対した。 では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	本県での第三者評価は、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の認証を受けた「第三者評価機関」が、推進機構が規定する「評価条件(評価手法や評価調査者等)」を満たして実施した「評価」に限定されます。第三者評価は事業者と評価機関との契約に基づいて実施されます。第三者評価として認められた評価結果は、推進機構のホームページで公表されます(公表期間は3年間)。 (他に国の通知により指定地域密着型サービス外部評価が第三者評価とみなされています)。				

#### 神奈川県地域生活定着支援センターについて

#### 事業概要

違法行為をした障がい者・高齢者のうち、福祉的支援を要し真に支援を望んでいて、かつ、収容されている矯正施設から釈放された後の生活拠点がない人について、矯正施設収容中から、その人の生活拠点を含め釈放後に必要となる既存の各種福祉的支援が得られるよう、司法関係機関や既存の各種福祉関係者と連携して必要な調整を行うなどの業務を行っています。

業務の一つとして、保護観察所からの依頼により、矯正施設の退所予定者と面接を行い、福祉的ニーズを把握し、退所後、円滑に福祉サービスを受けることができるよう、県内の受入先施設等との調整を行うコーディネート業務があります。

【参考】矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳

年 度	特養・老健等介護 施設	プホーム障害者支援施設・グルー	ホーム	更生施設・救護施設	ホームレス自立支援施設	者支援施設 ホームレス及び生活困窮	泊所・無料低額宿	アパート・市営住宅等	医療機関	合計
平成25年度	1人	5人	1人	1人	4人	1人	4人	0人	1人	18人
平成26年度	5人	7人	3人	1人	4人	0人	9人	1人	1人	31人
平成27年度	1人	14人	6人	1人	1人	0人	17人	7人	3人	50人

## ご協力のお願い

業務の対象となる人が違法行為をしたことを理由に、福祉的な支援がなされない場合があり、帰住先の確保が困難な状況があります。つきましては、神奈川県地域生活定着支援センターから依頼がございましたら、ご協力をお願いします。

## 受入先施設へのサポート

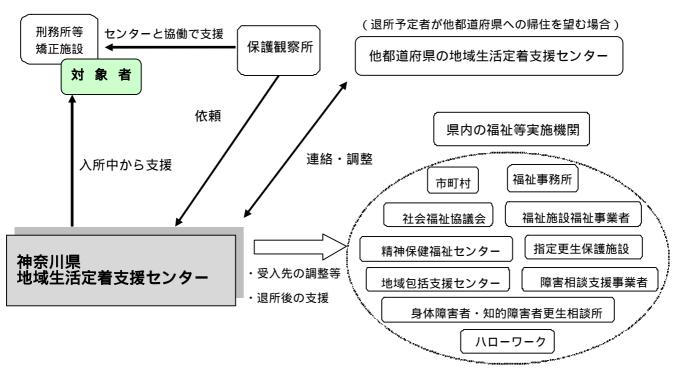
受入先施設等に対しては、対象者の処遇、福祉サービス等に関する助言を行う フォローアップ業務を行います。

## その他

#### 刑務所見学会を実施します!

地域生活定着促進事業の啓発を目的として、帰住先として想定される事業所、 施設の職員を対象に、横浜刑務所の見学会を実施します。内容は、横浜刑務所の 説明、見学、神奈川県地域生活定着支援センターの業務説明等です。6月頃の実 施を予定しています。詳細は、5月頃に障害福祉情報サービスかながわに掲載い たしますので、御都合が着きましたらぜひ御参加ください。

#### 【地域生活定着支援センターの業務(概要図)】



- 高齢(おおむね 65 歳以上)であり、又は障がいを有すると認められること。 矯正施設退所後の適当な住居がないこと。 矯正施設退所後に福祉サービス等を受けることが必要と認められること。 上記調整の対象となることを希望していることなど。

# 手話講習会を開催してみませんか?

事業者の皆様が従業員を対象に開催する手話講習会について、講師の派遣及 び講師費用を負担します。ぜひ積極的にご活用ください!

# ポイント①県が講師を派遣!

神奈川県が委託している神奈川県聴覚障害者連盟から、講師を派遣します。

# ポイント② 県が講師費用を負担!

手話講習会の開催に要する講師謝金は神奈川県が負担します。

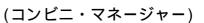
## ポイント3 ホームページで企業名をPR!

希望により、手話講習会を開催した事業者(企業)名を県のホームページで PRします。

#### 手話講習会を開催する事業者へのお願い

- ・会場の確保
- ・従業員など参加対象者への周知、参加促進 (従業員以外のどなたでも参加可能です)
- ・参加者のとりまとめ

<参加者の声> ろう者の方との コミュニケーション の方法を学ぶことが できました!





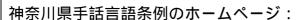
#### 【問合せ先】

まずはお気軽にご相談、お問い合わせください!

神奈川県保健福祉局福祉部地域福祉課

電話:045-210-4804 FAX:045-210-8859

電子メール: shuwa@pref.kanagawa.jp



http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f531791/

上記ホームページに申し込み様式等を掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。



## 「神奈川県手話推進計画」について

平成27年4月1日、「ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重 し合いながら共生することのできる地域社会の実現」を目指し、神奈川県手話言 語条例が施行されました。

この条例の規定により、県は平成28年3月に、「神奈川県手話推進計画」を策定 し、民間事業者等に手話講習会の実施を働きかけることとしています。

## 平成29年度手話講習会への講師派遣依頼票

(FAX送付先: 0466 26 5454)

	TAREING COLOR
事業者(企業)名	
所 在 地	
担当者氏名	
担当者電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	
日時	平成 年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分
会場	
受講者人数	
公表の希望	県ホームページ等で企業名等の公表を 希望する・・ 希望しない
公表の内容	公表を希望する場合、公表可能な情報をチェックしてください。事業者(企業)名所在地自社のウェブサイトのURL)その他()

## 労働基準法の基礎知識

労働基準法は、正社員、アルバイトなどの名称を問わず全ての労働者に適用される ルールです。このリーフレットは労働基準法のポイントを分かりやすくまとめたものです。

## ポイント1

## 労働条件の明示

労働者を採用するときは、以下の**労働条件**を明示しなければなりません (労働基準法第15条第1項、労働基準法施行規則第5条)。

## 必ず明示しなければならないこと 書面で交付しなければならないこと

- ① 契約期間に関すること
- ② 期間の定めがある契約を更新する場合の基準 に関すること
- ③ 就業場所、従事する業務に関すること
- ④ 始業・終業時刻、休憩、休日などに関すること
- ⑤ 賃金の決定方法、支払時期などに関すること
- ⑥ 退職に関すること(解雇の事由を含む)
- ⑦ 昇給に関すること

#### 定めをした場合に明示しなければ ならないこと

- ① 退職手当に関すること
- ② 賞与などに関すること
- ③ 食費、作業用品などの負担に関すること
- ④ 安全衛牛に関すること
- ⑤ 職業訓練に関すること
- ⑥ 災害補償などに関すること
- ⑦ 表彰や制裁に関すること
- ⑧ 休職に関すること

厚生労働省のHPにモデル労働条件通知書が掲載されておりますのでご活用ください。 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/roudoukijun/keiyaku/meiji/dl/h241026-2-betten.pdf

## ポイント2

## 賃 金

賃金は**通貨**で、**直接**労働者に、**全額**を、**毎月1回以上**、**一定の期日を定めて** 支払わなければなりません(労働基準法第24条)。また、労働者の同意があって も最低賃金額を下回ることはできません(最低賃金法第4条)。

# 賃金支払の5原

①通貨払い	賃金は通貨で支払う必要があり、現物支給は禁止されていま す。労働者の同意などがあれば銀行振込も可能です。
② 直 接 払 い	労働者本人に直接支払う必要があります (労働者の代理人や親権者等への支払は不可。)。
③ 全額払い	賃金は全額を支払う必要があります。所得税など法令に定め があるものや、労使協定で定めたもの以外は控除できません。
④毎月1回払い	毎月少なくとも1回は賃金を支払わなければなりません (賞与等は除く。)。
⑤一定期日払い	「毎月15日」というように、周期的に到来する支払期日を定 めなければなりません(賞与等は除く。)。

注意! 最低賃金額は都道府県ごとに定められています。

## ポイント3

## 労働時間

労働時間の上限は、**1日8時間、1週40時間(10人未満の商業、映画・演劇** 業、保健衛生業、接客娯楽業は44時間)です(※1)(労働基準法第32条、第40 条)。

この時間を超えて働かせる場合には、あらかじめ労使協定(36協定)を結び (※2)、所轄労働基準監督署に届け出なければなりません(労働基準法第36条)。

- ※1 変形労働時間制などを採用する場合はこの限りではありません。
- ※ 2 過半数労働組合または過半数組合がない場合は労働者の過半数代表者との書面に よる協定
- ◇36協定により延長できる労働時間の限度(時間外労働の限度に関する基準)

#### 一般の労働者

1年単位の変形労働時間制の対象労働者 (対象期間が3か月を超える場合)

期間	限度時間
1週間	15時間
2 週間	27時間
4 週間	43時間
1か月	45時間
2か月	81時間
3か月	120時間
1年間	360時間

期間	限度時間
1週間	14時間
2週間	25時間
4週間	40時間
1か月	42時間
2か月	75時間
3か月	110時間
1年間	320時間

## ポイント4

## 休憩・休日

1日の労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合 には**1時間以上**の休憩を、勤務時間の途中で与えなければなりません。休憩時 間は原則として、一斉に与え、かつ自由に利用させなければなりません(労働 基準法第34条)。

注意! 労働者が休憩中でも電話や来客の対応をするように指示されている場合、 労働時間となる場合があります。

少なくとも**1週間に1日**、または**4週間を通じて4日以上**の休日を与えなけ ればなりません(労働基準法第35条)。また、休日に労働させる場合には、ポイ ント3で示した36協定の締結・届出が必要となります(労働基準法第36条)。

## ポイント5 割増賃金

時間外労働、休日労働、深夜労働(午後10時から午前5時)を行わせた場合 には、割増賃金を支払わなければなりません(労働基準法第37条)。

## ◇割増賃金率

時間外労働	2割5分以上 (1か月60時間を超える時間外労働については5割以上(※))
休日労働	3割5分以上
深夜労働	2割5分以上

※中小企業は適用が猶予されています。

### ◇割増賃金の算定方法

割増賃金額 = 1時間当たりの 賃金額

× 割増賃金率 × 時間外労働などの時間数

## ポイント6 年次有給休暇

雇い入れの日(試用期間含む)から6か月間継続勤務し、全所定労働日の 8割以上出勤した労働者には年次有給休暇が与えられます(労働基準法第39条)。

#### ○一般の労働者の付与日数

勤務年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

#### ○週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者の付与日数

	週所定 労働日 数	1年間の				勤続年	数		
		所定労働日数 (※)	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
, ,	4日	169日~216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
付与	3日	121日~168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
日	2日	73日~120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
数	1日	48日~72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

※週以外の期間によって労働日数が定められている場合。

## ポイント7 解雇・退職

やむを得ず、労働者を解雇する場合は、**30日以上前に予告**するか、**解雇予告手当(平均賃金の30日分以上)**を支払わなければなりません(労働基準法第20条)。

また、業務上の傷病や産前産後による休業期間およびその後30日間は、原則として**解雇できません**(労働基準法第19条)。

## ポイント8

## 就業規則

**常時10人以上**の労働者を使用している場合は、就業規則を作成し、労働者代表の**意見書**を添えて、所轄労働基準監督署に届け出なければなりません。また、就業規則を変更した場合も同様です(労働基準法第89条、第90条)。

#### 必ず記載しなければならないこと

- ① 始業·終業時刻、休憩、休日などに関すること
- ② 賃金の決定方法、支払時期などに関すること
- ③ 退職に関すること(解雇の事由を含む)

#### 定めをした場合に記載しなければならないこと

- ① 退職手当に関すること
- ② 賞与などに関すること
- ③ 食費、作業用品などの負担に関すること
- ④ 安全衛生に関すること
- ⑤ 職業訓練に関すること
- ⑥ 災害補償などに関すること
- ⑦ 表彰や制裁に関すること
- ⑧ その他全労働者に適用されること

# 注意! 就業規則は作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により労働者に周知しなければなりません。 厚生労働省のHPにモデル就業規則が掲載されておりますのでご活用ください。 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/model/

#### その他の関係法令の基礎知識

#### ◇健康診断

労働者の採用時と、その後毎年1回、定期に**健康診断**を行わなければなりません(労働安全衛生法第66条)。

◇労災保険・雇用保険

労働者を1人でも雇用する事業主は労働保険(労災保険と雇用保険)に加入しなければなりません。

注意! 業務上・通勤途上での災害は健康保険は使えません。労災保険を使いましょう。

■ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署に お問い合わせください。



厚生労働省•都道府県労働局•労働基準監督署 🥏

(H27.3)

# 介護労働者の労働条件の確保。改善のポイント

## はじめに

介護関係業務に従事する労働者や、これら介護労働者を使用する社会福祉施設はいずれも大幅に増加していますが、これらの事業場の中には、事業開始後間もないため、労働基準関係法令や雇用管理に関する理解が必ずしも十分でないものもみられるところです。



このパンフレットは、介護労働者の労働条件の確保・改善に関する主要なポイントをわかりやすく解説したものです。

介護労働者を使用される事業者の方々を始めとして介護事業に携わる皆様には、このパンフレットをご活用いただき、介護労働者の労働条件の確保・改善に取り組んでいただきますようお願いします。

## このパンフレットの対象

このパンフレットでいう「介護労働者」とは、専ら介護関係業務に従事するすべての 労働者を指します。したがって、老人福祉・介護事業のほか、それ以外の障害者福祉事業、 児童福祉事業等において介護関係業務に従事する者も含みます。

また、これら介護労働者を使用する事業場におかれては、介護労働者以外の労働者につきましても、同様に労働条件の確保・改善を図っていただくようお願いします。



## 介護労働者全体(訪問・施設)に共通する事項

## (1) 労働条件の明示について

## 

⇒ 労働基準法第15条

・ 労働者を雇い入れた時には、賃金、労働時間等の労働条件を書面の交付により、明示しなければいけません。

## ○ 明示すべき労働条件の内容

#### 書面で明示すべき労働条件の内容

- ・労働契約の期間(期間の定めの有無、定めがある場合はその期間)
- ・更新の基準(Point 2 参照)
- ・就業の場所・従事する業務の内容
- ・労働時間に関する事項(始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩、休日、休暇等)
- ・賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締切・支払の時期に関する事項
- ・退職に関する事項(解雇の事由を含む)

#### その他明示すべき労働条件の内容

- ・昇給に関する事項
- ・退職手当、臨時に支払われる賃金、賞与、労働者に負担させる食費・作業用品、安全衛生、職業訓練、災害補償、表彰・制裁、休職等に関する事項・・・これらについて定めた場合

#### ○ 労働日(労働すべき日)や始業・終業時刻など下記①~③が月ごと等の勤務表により特定される場合の明示方法

勤務表により特定される労働条件

- ① 就業の場所及び従事すべき業務
- ② 労働日並びにその始業及び終業の時刻
- ③ 休憩時間



- 1) 勤務の種類ごとの①~③に関する考え方
- 2) 適用される就業規則上の関係条項名
- 3) 契約締結時の勤務表 について、書面の交付により明示しましょう
- ・ 6か月契約、1年契約などの期間の定めのある契約(有期労働契約)を結ぶ場合には、契約更新の都度、労働条件の明示(書面の交付)が必要です。
- ・ 上記以外の場面においても、労働契約の内容について、できる限り書面で確認しましょう。(労働契約法 第4条第2項)
- ・ 改正パートタイム労働法 (平成27年4月施行) については、パート労働ポータルサイト (http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/) を確認してください。

## Point 2

## 契約の更新に関する事項も明示しましょう

→ 労働基準法施行規則第5条

・ 労働者と有期労働契約を締結する場合には、「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準」に ついても書面の交付によって明示しなければなりません。

(1)更新の有無の明示

(具体的な例)・自動的に更新する

- ・更新する場合があり得る
- ・契約の更新はしない

など

(2)更新の基準の明示

(具体的な例)・契約期間満了時の業務量により判断する ・労働者の能力により判断する

・労働者の勤務成績、態度により判断する ・会社の経営状況により判断する

・従事している業務の進捗状況により判断する

など

※ 有期労働契約の更新をしないことが明かな場合は、更新の基準の明示義務はありません。

#### 有期労働契約について、3つのルールがあります。(労働契約法)

- ① 無期労働契約への転換:有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できます。
- ② 「雇止め法理」の法定化:一定の場合には、使用者による雇止めが認められないこととなる最高裁で確立した判例上のルールが法律に規定されました。
- ③ 不合理な労働条件の禁止:有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによって、不合理に労働条件を相違させることは禁止されています。

## (2) 就業規則について

## Point 1 就業規則を作成し、届け出ましょう

⇒ 労働基準法第89条

- ・ 常時 10 人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署長に届け出なければなりません。
- また、就業規則を変更した場合にも、労働基準監督署長に届け出てください。
- ・「10人以上の労働者」には、介護労働者はもちろん、次の労働者の方も含まれます。
  - 事務職員、管理栄養士等、介護労働者以外の労働者
  - 短時間労働者、有期契約労働者等のいわゆる非正規労働者

#### 就業規則は、非正規労働者も含め、事業場で働く全ての労働者に適用されるものでなければなりません。

- 全労働者に共通の就業規則を作成する
- 正社員用の就業規則とパートタイム労働者用の就業規則を作成する などにより、全ての労働者についての就業規則を作成してください。

## ○ 就業規則に規定すべき事項

#### 必ず規定すべき事項

- ・労働時間に関する事項(始業・終業時刻、休憩、休日、休暇等)
- ・賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締切・支払の時期、昇給 に関する事項
- ・退職に関する事項(解雇の事由を含む)

#### 定めた場合に規定すべき事項

・退職手当、臨時の賃金等、労働者に負担させる食費・作業用品、安全衛生、職業訓練、 災害補償、表彰・制裁等に関する事項

## Point 2 適正な内容の就業規則を作成しましょう

⇒ 労働基準法第92条

- · 就業規則の内容は、法令等に反してはなりません。
- ・ また、就業規則を作成しているのに、その内容が実際の就労実態と合致していない例がみられます。このような状況にあっては、労働条件が不明確になり、労働条件をめぐるトラブルにもつながりかねません。労働者の就労実態に即した内容の就業規則を作成してください。
  - 使用者が、就業規則の変更によって労働条件を変更する場合には、次のことが必要です。(労働契約法第10条)
  - ① その変更が、次の事情などに照らして合理的であること。 労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合 等との交渉の状況
  - ② 労働者に変更後の就業規則を周知させること。

## Point 3 就業規則を労働者に周知しましょう

⇒ 労働基準法第106条

- 作成した就業規則は、以下の方法により労働者に周知しなければなりません。
  - 常時事業場内の各作業場に掲示し、又は備え付けること
  - 書面を労働者に交付すること
  - 電子的データとして記録し、かつ、各作業場に労働者がその記録の内容を常時確認できるパソコン等の機器を設置すること
- 労働者からの請求があった場合に就業規則を見せるなど、就業規則を労働者が必要なときに容易に確認できない方法では、「周知」になりませんので注意してください。



## (3) 労働時間について

## 

- ・ 労働時間とは、使用者の指揮監督の下にある時間をいい、介護サービスを提供している時間に限るも のではありません。
- ・ 特に、次のような時間について、労働時間として取り扱っていない例がみられますが、労働時間として適正に把握、管理する必要がありますので留意してください。
  - 交替制勤務における引継ぎ時間
  - 業務報告書等の作成時間
  - 利用者へのサービスに係る打ち合わせ、 会議等の時間
  - 使用者の指揮命令に基づく施設行事等の 時間とその準備時間
  - 研修時間



※ 訪問介護労働者特有の移動時間等については、IPoint 3 参照

研修時間については、使用者の明示的な指示に基づい て行われる場合は、労働時間に該当します。

また、使用者の明示的な指示がない場合であっても、 研修を受講しないことに対する就業規則上の制裁等の不 利益な取扱いがあるときや、研修内容と業務との関連性 が強く、それに参加しないことにより本人の業務に具体 的に支障が生ずるなど実質的に使用者から出席の強制が あると認められるときなどは、労働時間に該当します。

Point 1により労働時間の判断を適正に行い、 Point 2によりこれらを適正に把握してください

## Point 2 労働時間を適正に把握しましょう

- ⇒ 労働基準法第32条、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン
- ・「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、適正に労働 時間を把握してください。

#### 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」 (平成29年1月20日付け基発0120第3号)の主な内容

- ・ 使用者は、労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること
- ・ 始業・終業時刻の確認・記録に当たっては、原則として
  - ① 使用者が、自ら現認して、
  - ② タイムカード等の客観的な記録を基礎として、

確認・記録すること

- · 自己申告制によりこれを行わざるを得ない場合には、
  - ① 適正な自己申告等について労働者に十分説明する、
  - ② 自己申告と実際の労働時間とが合致しているか必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること 等



## Point 3

## 変形労働時間制等は正しく運用しましょう

⇒ 労働基準法第32条の2、第32条の4 ほか

- 1年単位の変形労働時間制※1を採用する場合には
  - → 労使協定を適切に締結し、労働基準監督署長に届け出ましょう。※2 また、就業規則等により、適切に枠組みを定めましょう。
    - ※1 1年以内の期間を平均して週40時間を達成する方法です。
    - ※2 対象期間ごとに労使協定の締結、届出が必要です。



- → 労使協定※4、就業規則等により、適切に枠組みを定めましょう。 各日の勤務割は、変形期間の開始前までに具体的に特定してください。
  - ※3 1か月以内の期間を平均して週40時間を達成する方法です。
  - ※4 この労使協定は労働基準監督署長への届出が必要です。
- ・ その他の労働時間制度を採用する場合にも、法定の要件に基づき正しく運用してください。

## Point 4 36協定を締結・届出しましょう

⇒ 労働基準法第36条

- ・ 時間外労働・休日労働を行わせる場合には、時間外労働・休日労働に関する労使協定(36 協定)を締結し、 労働基準監督署長に届け出る必要があります。
- ・ 労使は、36協定の内容が、限度基準に適合したものとなるようにしなければなりません。

#### 時間外労働の限度に関する基準(限度基準:平成10年労働省告示第154号)の主な内容

○ 業務区分の細分化

容易に臨時の業務などを予想して対象業務を拡大しないよう、業務の区分を細分化することにより時間外労働をさせる業務の範囲を明確にしなければなりません。

一定期間の区分

「1日」のほか、「1日を超え3か月以内の期間」と「1年間」について協定してください。

○ 延長時間の限度(限度時間)

一般の労働者の場合1か月45時間、1年間360時間等の限度時間があります。

○ 特別条項

臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない「特別の事情」が 予想される場合、特別条項付き協定を結べば限度時間を超える時間を延長時間とする ことができますが、この「特別の事情」は、臨時的なものに限られます。

なお、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率は、法定割増賃金率(25%) を超える率とするように努める必要があります。

○ 適用除外

工作物の建設等の事業、自動車の運転の業務等、一部の事業又は業務には上記の限度時間が適用されません。

延長時間の限度 (限度時間)

- ①一般の労働者の場合 1週間 15時間 1か月 45時間
  - 1か月 45時間 1年間 360時間 等
- ②1年単位の変形労働時間 制※の対象者の場合

1週間 14時間 1か月 42時間

1年間 320時間 等 ※ 対象期間3か月超

· 時間外労働·休日労働は必要最小限にとどめられるべきものであり、労使は、このことを十分意識した 上で36協定を締結する必要があります。

## Point 5

## 時間外労働等は、36協定の範囲内にしましょう

⇒ 労働基準法第32条、第36条

・ 時間外労働・休日労働を行わせる場合には、Point4で締結した36協定の範囲内でなければなりません。

## (4) 休憩・休日について

## Point 1 休憩は確実に取得できるようにしましょう → 労働基準法第34条

- ・ 労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩が、労働時間の途中に必要です。
- 休憩は、労働者の自由に利用させなければなりません。
- ・ 特に、次のような例がみられることから、夜間時間帯や利用者の食事時間帯においても、休憩が確実 に取得できるよう徹底してください。
- 代替要員の不足等から夜勤時間帯の休憩が確保されていない例
- 正午~午後1時などの所定の休憩時間に利用者の食事介助等を行う必要が生じ、休憩が確保されていない例

## Point 2 夜間勤務者等の法定休日を確保しましょう ⇒ 労働基準法第35条

- ・ 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければなりません。 (4週間を通じ4日の休日を与えることも認められます。)
- ・ この「休日」とは、単に連続24時間の休業を指すのではなく、 原則として暦日(午前0時から午後12時まで)の休業をいいます。

・ したがって、いわゆる「夜勤明け」の日は、法定休日には該当しませんのて 注意してください。



## ● シフト表の例と法定休日の考え方

例) 早出 6:00~15:00 遅出 14:00~23:00 夜勤 22:00~翌 7:00 (休憩各 1 時間)

氏	名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
Αð	h	早	早	早	遅	<b></b>	<b></b>	早	遅	遅	遅			夜	夜	夜	夜			早	早	早	遅			早	遅	遅	遅
Вð	h	遅	遅	夜		早	遅	夜		早	遅	夜			早	夜	夜		早	漸	夜	~	早	遅	夜			遅	遅
						П	Π														$\angle$				/				

青色の日については、暦日(午前0時から午後12時まで)としての休業が確保され、

「法定休日」と評価することができます。

赤色の日については、午前7時まで勤務しているため暦日としての休業が確保されておらず、

「法定休日」と評価することができません。

AさんとBさんのシフトは、月28日に対してどちらも20日出勤であり、週40時間はクリアしていますが・・・

- → Aさんのシフトは、法定休日も4週に4日以上あり、労働基準法上の問題はありません。
- → Bさんのシフトは、法定休日と評価できる日が4週に2日しかなく、法定の日数を下回っています。
  - → Bさんのシフトについては、改善が必要です。

## (5) 賃金について

## Point 1

## 労働時間に応じた賃金を、適正に支払いましょう

⇒ 労働基準法第24条

- 賃金は、いかなる労働時間についても支払わなければなりません。
- ・ 労働時間に応じた賃金の算定を行う場合(時給制などの場合)には、交替制勤務における引継ぎ時間、業務報告書の作成時間等、介護サービスに直接従事した時間以外の労働時間も通算した時間数に応じた算定をしてください。※(3)Point 1、I Point 3 参照

## ○ 賃金の算定の基礎となる労働時間

介護サービスに 直接従事する時間



(3) Point1の引継ぎ時間、業務報告書等の作成時間、会議等の時間、研修時間等、IPoint3の移動時間、待機時間等、介護サービスに直接従事した時間以外の労働時間



介護労働者の労働時間

#### この労働時間に応じ賃金を算定

・ また、使用者の責に帰すべき事由により労働者を休業させた場合には、休業手当を適正に支払わなければなりません。 ※ I Point 2 参照

## Point 2 時間外・深夜割増賃金を支払いましょう

⇒ 労働基準法第37条

- ・ 時間外労働に対しては、25%以上(※)の割増賃金を支払わなければなりません。
- ※ 1か月に60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率は50%以上です(中小企業については、 当分の間、猶予されています。)。
- ・ 深夜業 (午後 10 時から午前 5 時までの労働) に対しては、25%以上の割増賃金を支払わなければなりません。
- ・ 休日労働に対しては、35%以上の割増賃金を支払わなければなりません。

## Point 3 最低賃金以上の賃金を支払いましょう

➡ 最低賃金法第4条

- ・ 賃金は、地域別最低賃金以上の金額を支払わなければなりません。
- ・ 地域別最低賃金は、産業や職種にかかわりなく、都道府県内のすべての労働者に対して適用される最低賃金として、都道府県ごとに定められています。

## ○ 支払う賃金と最低賃金額との比較方法

時間によって 定められた賃金 (時間給)



日、週、月等に よって定められ た賃金



当該期間における所定労働時間数

(日、週、月によって所定労働時間数が異なる場合には、それぞれ1週間、4週間、1年間の平均所定労働時間数)



最低賃金額 (時間額)

## (6) 年次有給休暇について

## Point 1 非正規労働者にも年次有給休暇を付与しましょう → 労働基準法第39条

・ 非正規労働者も含め、6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対しては、年次有給 休暇を与えなければなりません。

#### 年次有給休暇の付与の要件 全労働日の 8割以上出勤 雇入日 6か月経過 契約期間1 契約期間1 契約期間1 契約期間1 約期間 約期間1 6か月継続勤務※ 年次有給休暇 と判断される場合 の付与 更新 (更新) (更新) 更新 (更新) 1 か か か か か か 継続勤務とは在籍期間を意味し、継続勤務かど 月 月 月 月 月 月 うかについては、勤務の実態に即し実質的に判断 すべきものです。

・ 所定労働日数が少ない労働者に対しても、所定労働日数に応じた年次有給休暇を与える必要があります。

#### ○ 年次有給休暇の日数

			雇入日から起算した継続勤務期間ごとの年次有給休暇日数										
週所定 労働時間	週所定 労働日数	1年間の所定 労働日数 ※	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年6か月 以上				
30時間 以上			10⊟	11日	12⊟	14⊟	16⊟	18⊟	20⊟				
	5日以上	217日以上	100	110	120	140	100	100	200				
	4⊟	169日から 216日まで	78	8⊟	9⊟	10⊟	12日	13⊟	15⊟				
30時間 未満	3⊟	121日から 168日まで	5⊟	6⊟	6⊟	8⊟	9⊟	10⊟	11⊟				
	2日	73日から 120日まで	3⊟	4⊟	4⊟	5⊟	6⊟	6⊟	7日				
	1日	48日から 72日まで	1⊟	2日	2日	2日	3⊟	3⊟	3⊟				

<sup>※</sup> 週以外の期間によって労働日数が定められている場合

## ○ 予定されている今後1年間の所定労働日数を算出し難い場合の取扱い

年次有給休暇が比例付与される日数は、原則として基準日(年次有給休暇付与日)において予定されている今後1年間の所定労働日数に応じた日数です。

ただし、予定されている所定労働日数を算出し難い場合には、基準日直前の実績を考慮して所定 労働日数を算出することとして差し支えありません。したがって、例えば、雇入れの日から起算し て6か月経過後に付与される年次有給休暇の日数については、過去6か月の労働日数の実績を2倍 したものを「1年間の所定労働日数」とみなして判断して差し支えありません。

労使協定により、年次有給休暇について、5日の範囲内で時間を単位として与えることができます。

# Point 2 年次有給休暇の取得を抑制する不利益取扱いは → 労働基準法第136条

- ・ 年次有給休暇を取得した労働者に対して、 賃金の減額その他の不利益な取扱いをしてはいけません。
- ・ 例えば、精皆勤手当や賞与の額の算定に際して、年次有給休暇を取得した日を欠勤として取り扱うことは、不利益取扱いとして禁止されます。

## (7) 解雇・雇止めについて

Point 1

## 解雇・雇止めを行う場合は、予告等の手続を取りましょう

➡ 労働基準法第20条、労働契約法第19条、有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準第1条ほか

・ やむを得ず労働者の解雇を行う場合には、少なくとも30日前までの予告が必要です。 予告を行わない場合には、解雇までの日数に応じた解雇予告手当を支払う必要があります。

 解雇までの日数
 30日前
 20日前
 10日前
 解雇日

 予告
 予告
 予告なし

 解雇予告手当
 なし
 10日分
 20日分
 30日分
 ×平均賃金

- ・ 有期労働契約※を更新しない場合には、少なくとも30日前までの予告が必要です。
- ※ 3回以上更新されているか、1年を超えて継続して雇用されている労働者に係るものに限り、あらかじめ更新しない旨明示されているものを除きます。
- ・ 実質的に期間の定めのない契約と変わらないといえる場合や、雇用の継続を期待することが合理的であると考えられる場合、使用者が雇止めをすることが、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められないとき」は、雇止めが認められません。従来と同一の労働条件で、有期労働契約が更新されます。
- ・ 労働者から請求があった場合には、解雇・雇止めの理由等について、証明書を交付する必要があります。

#### 「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」 (平成15年厚生労働省告示第357号)について

有期労働契約については、契約更新の繰り返しにより、一定期間雇用を継続したにもかかわらず、突然、契約更新をせずに期間満了をもって退職させるなどの、いわゆる「雇止め」をめぐるトラブルが大きな問題となっています。この基準は、このようなトラブルの防止を図るため、労働基準法第14条第2項に基づき、使用者が講ずべき措置について定めたものです。

Point 2

## 解雇について労働契約法の規定を守りましょう

⇒ 労働契約法第16条、第17条第1項

- 期間の定めのない労働契約の場合
  - ⇒ 労働契約法の規定により、権利の濫用に当たる解雇は無効となります。
- 期間の定めのある労働契約(有期労働契約)の場合
  - ⇒ 労働者と有期労働契約を締結している場合には、やむを得ない事由がある場合でなければ、契 約期間中に解雇することはできません。期間の定めのない労働契約の場合よりも、解雇の有効性 は厳しく判断されます。

## (8) 労働者名簿、賃金台帳について

## Point 1

## 労働者名簿、賃金台帳を作成、保存しましょう

→ 労働基準法第107条、第108条、第109条

- ・ 労働者の労務管理を適切に行うため、労働者名簿を作成し、労働者の氏名、雇入れの年月日、退職の年月日及びその事由等を記入しなければなりません。
- ・ また、賃金台帳を作成し、労働者の氏名、労働日数、労働時間数、時間外労働時間数、基本給等 を賃金の支払の都度遅れることなく記入しなければなりません。
- ・ これらは労働関係に関する重要な書類ですので、それぞれ3年間保存してください。

	労 働 者 名 簿	賃 金 台 帳
記載事項	労働者の氏名、 雇入れの年月日、 退職の年月日及びその事由 等	労働者の氏名、賃金計算期間、 労働日数、労働時間数、時間外労働時間数、 基本給、手当その他賃金の種類ごとにその額 等
保存 期間	労働者の退職等の日から3年間	最後の記入をした日から3年間

## (9) 安全衛生の確保について

## Point 1

## 衛生管理体制を整備しましょう

⇒ 労働安全衛生法第12条、第12条の2、第13条、第18条ほか

- · 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、衛生管理者や産業医を選任し、また、衛生委員会を 設置する必要があります。
- ・ 常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場は、衛生推進者を選任する必要があります。
- ・ これらの衛生管理体制を整備し、労働者の健康障害の防止、健康の保持増進、労働災害の防止などを図りましょう。

## Point 2

## 健康診断を確実に実施しましょう

➡ 労働安全衛生法第66条、第66条の4、労働安全衛生規則第43条、第44条、第45条、第51条の2ほか

- ・ 非正規労働者も含め、常時使用する労働者に対しては、
  - 雇入れの際
  - 1年以内ごとに1回 ※
    - ※ 深夜業等の特定業務に常時従事する者については、 6か月以内ごとに1回

定期に健康診断を実施しなければなりません。

- ・ 短時間労働者であっても、下記①②のいずれにも該当する場合は「常時使用する労働者」として健康診 断が必要です。
  - ① 期間の定めのない労働契約又は期間1年以上の有期労働契約により使用される者、契約更新により 1年以上使用され、又は使用されることが予定されている者
  - ② 週の労働時間数が、通常の労働者の週の労働時間数の4分の3以上である者
- ・ なお、健康診断の実施は法で定められたものですので、その実施に要した費用については、事業者が負担 すべきものです。
- ・ 健康診断の結果で異常の所見があると診断された労働者については、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴かなければなりません。



## Point 3 ストレスチェックを実施しましょう

➡ 労働安全衛生法第66条の10、労働安全衛生規則第52条の9ほか

- ・ 常時 50 人以上の労働者を使用する事業場では、常時使用する労働者に対し、1年以内に1回、 定期にストレスチェックを実施する必要があります。
- ・ ストレスチェックの結果、「医師による面接指導が必要」とされた労働者から申出があった場合は、 医師に依頼して面接指導を実施し、その医師の意見を聴き、必要な措置を講じる必要があります。
- ・ ストレスチェックの実施者に、ストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計・分析してもらい、その結果を踏まえて、労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講じましょう。

## Point 4

## 過重労働による健康障害を防止しましょう

- ➡ 過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置、労働安全衛生法第66条の8ほか
- ・ 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」に基づき、過重労働による 健康障害防止措置を講じてください。

#### 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」 (平成18年3月17日付け基発第0317008号。平成28年4月改定。)の主な内容

- ・ 時間外・休日労働の削減
  - 36協定は、限度基準((3) Point4参照)に適合したものとしてください。
  - 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めてください。
- ・ 労働者の健康管理に係る措置の徹底
  - 時間外・休日労働が 1 月あたり100時間を超え、疲労の蓄積が認められる(申出をした)労働者などに対し、医師による面接指導等を実施してください。

## Point 5 労働災害の防止に努めましょう

- ・ 労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、常に労働災害の防止に努めましょう。特に、災害が 多発している腰痛災害や交通事故の防止に取り組んでください。
- ・ 以下のガイドライン等を踏まえた災害防止対策を講じましょう。
  - 社会福祉施設における安全衛生対策~腰痛対策・KY活動~ (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075093.html)
  - 看護・介護作業による腰痛を予防しましょう

(http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/kaigokango.pdf)

○ 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

(http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11302000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu-Anzenka/0000146227.pdf)

○ 交通労働災害を防止しましょう「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

(http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130912-01.html)

- ノロウイルスに関するQ&A
  - (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html)
- 在宅介護サービス業におけるモデル安全衛生規程及び解説 (http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0503-1.html)
- ・ 労働者に対しては、雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育を実施しなければなりません。安全衛生教育の実施に当たっては、業務の実態を踏まえ、上記災害の原因、その防止等に関する項目を盛り込むよう配意しましょう。



## (10) 労働保険について

## Point 1 労働保険の手続を取りましょう

・ 労働保険とは、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険の総称です。

介護労働者を含め労働者を一人でも雇っていれば、その事業場は労働保険の適用事業場となりますので、労働保険の手続を取る必要があります。

## 労 働 保 険

## 労災保険とは

労災保険とは、労働者が業務上の事由又は通勤により負傷等を被った場合等に、被災した労働者や遺族を保護するため必要な保険給付等を行うものです。

#### ■労災保険の対象となる労働者

労働契約の期間や労働時間の長短にかかわらず、 全ての労働者が労災保険の対象となります。



## 雇用保険とは

雇用保険とは、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するために必要な給付等を行うものです。

#### ■雇用保険の対象となる労働者

次のいずれにも該当する労働者が、原則として 雇用保険の対象となります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 31日以上の雇用見込みがあること

## 訪問介護労働者に関する事項

#### ○ 訪問介護労働者と労働基準法

このパンフレットでいう「訪問介護労働者」は、

- ・訪問介護事業に使用される者であって、介護保険法に定める訪問介護に従事する訪問介護員又は介護福祉士
- ・老人、障害者等の居宅において、入浴、食事等の介護やその他の日常生活上の世話を行う業務に従事する労働者を指します。

事業場の中では、これらの方について、委託、委任、あるいは登録型などの呼称が用いられている場合がありますが、そのような場合でも、労働者に該当するかどうかについては使用者の指揮監督等の実態に即し総合的に判断され、労働者に該当する場合には労働基準法が適用されます。

なお、介護保険法に基づく訪問介護の業務に従事する訪問介護員等については、一般的には使用者の指揮監督の下にあること等から、労働基準法第9条の労働者に該当するものと考えられます。

#### 「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について」 (平成16年8月27日付け基発第0827001号) について

訪問介護労働者については、その多くが通常単独で利用者宅を訪問し介護に従事するため、使用者が労働者を直接に指揮しその勤務状況を把握する機会が限られるなどの勤務実態があることなどから、賃金、労働時間等に係る法定労働条件が適正に確保されていない状況がみられたため、厚生労働省においては、平成16年に標記の通達を発出し、訪問介護労働者に係る労働基準法等関係法令の適用について取りまとめたところです。(参考資料1参照)

この通達の内容はこのパンフレットにも盛り込まれていますが、そのうち移動時間の取扱い(Point3 参照)等については、現在もなお一部に問題が認められるところです。

訪問介護に携わる皆様には、このパンフレット等をご活用いただき、 訪問介護労働者の法定労働条件を適正に確保されるようお願いします。

## Point 1

## 訪問介護労働者にも就業規則を周知しましょう → 労働基準法第106条

・ 就業規則は労働者に周知する必要がありますが(I(2)Point 3 参照)事業場に 赴く機会の少ない訪問介護労働者については、書面を交付することによる方法で周 知することが望ましいものです。



## Point 2 休業手当を適正に支払いましょう

→ 労働基準法第26条

- ・ 使用者の責に帰すべき事由により、労働者を休業させた場合には、使用者は休業手当として平均賃金の 100分の60以上の手当を支払わなければなりません。※I(5)Point1参照
- ・ 利用者からのキャンセル、利用時間帯の変更を理由として労働者を休業させる場合には、他の利用者宅での勤務等、その労働者に代替業務を行わせる可能性等を含めて判断し、使用者として行うべき最善の努力を尽くしたと認められない場合には、休業手当の支払が必要です。

労働者の休業

利用者からの介護サービスのキャンセル 利用者からの介護サービスの日程変更 など

使用者の責に帰すべき事由に該当する場合

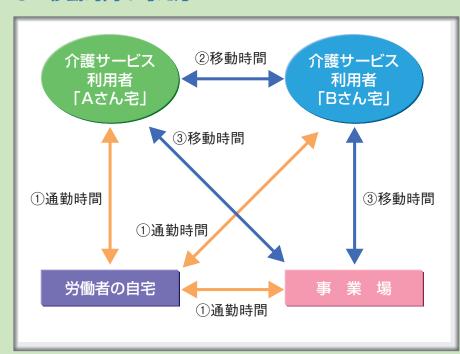
#### 休業手当

平均賃金の 100分の60以上の 手当の支払

## Point 3 移動時間等が労働時間に当たる場合には、これを 労働時間として適正に把握しましょう → 労働基準法第32条ほか

- ・ 労働時間とは、使用者の指揮監督の下にある時間をいい、介護サービスを提供している時間に限るものではありません。
- ・ 移動時間、待機時間等についても、以下のような場合には労働時間に該当し、使用者は適正にこれを把握、 管理する必要があります。※ I (3) Point 1 参照

### ○ 移動時間の考え方



移動時間とは、事業場、集合場所、利用者宅の相互間を移動する時間をいい、この移動時間については、使用者が業務に従事するために必要な移動を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合には、労働時間に該当します。

なお、通勤時間(左の例では①) はここでいう移動時間に該当しま せん。

具体的には、指揮監督の実態により判断するものであり、 例えば②又は③の移動時間であって、その時間が通常の移動に要する時間程度である 場合には、労働時間に該当するものと考えられます。

## ケースA



このケースでは、Aさん宅での介護サービス開始時刻から、Bさん宅での介護サービス終了時刻までの時間のうち、休憩時間を除いたものが労働時間となります。



このケースでは、Aさん宅での介護サービス提供時間、Bさん宅への移動時間及びBさん宅での介護サービス提供時間が労働時間となります。移動時間はBさん宅への移動に要した時間であり、それ以外の「空き時間」については、その時間には労務に服する必要がなく、労働者に自由利用が保障されている限り、労働時間として取り扱う必要はありません(Aさん宅での介護サービス終了時刻からBさん宅での介護サービス開始時刻までの時間すべてを労働時間として取り扱う必要はありません。)。

## ケースC



このケースでは、Aさん宅での介護サービス提供時間のみが労働時間となります。



- Q1
- 訪問介護の業務に従事した時間に対して支払う賃金額と、移動時間に対して支払う 賃金額は、異なってもよいですか。
- A1)

訪問介護の業務に直接従事する時間と、それ以外の業務に従事する時間の賃金水準については、最低賃金額を下回らない範囲であれば、労使の話し合いによって決定することは差し支えありません。

Q2)

当社A事業場では、過去3ヶ月間にわたり移動時間を把握した結果、特別の事情がない限り、1回当たりの移動時間が15分を上回らないことが判明しました。そこで、A事業場においては、移動時間を15分と定め、移動1回当たり15分に相当する賃金を支払うこととし、15分を超えた場合には、超過した時間分の賃金を追加して支払うことを検討していますが、可能ですか。

**A2** 

移動時間を含め労働時間を適切に管理することは使用者の責務であり、移動に要した時間を確認し、記録する必要があります。移動に係る賃金は、このようにして把握した労働時間に基づき算定するのが基本となります。

ご質問のように、事務処理の簡素化のため移動に係る賃金を定額制とすることは、実 労働時間に基づき支払うべき賃金が定額を超える場合に超過分を支払うのであれば、 労働者に不利益とはなりませんので、可能と考えられます。この場合、雇入通知書や就 業規則でその旨を明示する必要があります。なお、定額制を取り入れても労働時間の 把握は必要であるとともに、超過分を支払わないことは賃金の一部不払となることに 留意してください。

## ( 待機時間の考え方

待機時間については、使用者が急な需要等に対応するため事業場等において待機を命じ、当該時間の自由 利用が労働者に保障されていないと認められる場合には、労働時間に該当します。

## 訪問介護労働者の法定労働条件の確保について

平成16年8月27日付け基発第0827001号

訪問介護事業においては、介護保険法(平成9年法律第 123 号)の施行以来事業場数が増加する中で、同事業に使用される 労働者の多くが通常単独で利用者宅を訪問し介護に従事するため、使用者が労働者を直接に指揮しその勤務状況を把握する機会 が限られるなどの勤務実態があること、また、事業開始後間もないため、労働基準法等関係法令に関する理解が必ずしも十分ではな い事業場が少なくないことなどから、賃金、労働時間等に係る法定労働条件が適正に確保されていない状況がみられるところである。

このような状況を踏まえ、今般、訪問介護労働者に係る労働基準法等関係法令の適用について、下記のとおり取りまとめたところである。

ついては、監督指導時はもとより、関係行政機関と連携・協力の上、別途送付する周知用資料を活用して、関係事業者団体への周知、集団指導の実施等により、この内容を徹底し、訪問介護労働者の法定労働条件の確保に遺憾なきを期されたい。

記

#### 1 定義等

#### (1)本通達における訪問介護労働者の定義

本通達における訪問介護労働者とは、訪問介護事業に使用される者であって、介護保険法に定める訪問介護に従事する訪問介護員若しくは介護福祉士(以下「訪問介護員等」という。)又は、老人、障害者等の居宅において、入浴、食事等の介護やその他の日常生活上の世話を行う業務(「日本標準産業分類(平成14年3月改訂)」中の7592「訪問介護事業」参照。)に従事するものをいう。したがって、介護保険法の適用の有無にかかわらないものであること(訪問介護労働者が従事するこれらの業務を以下「訪問介護の業務」という。)。

この訪問介護の業務に従事する者の中には、委託、委任等の呼称が用いられている場合もあるが、労働者に該当するかどうかについては、使用者の指揮監督等の実態に即し総合的に判断すること。

なお、介護保険法に基づく訪問介護の業務に従事する訪問介護員等については、一般的には使用者の指揮監督の下にあること等から、労働基準法(以下「法」という。)第9条の労働者に該当するものと考えられること。

#### (2)訪問介護労働者の勤務形態

訪問介護労働者については、①正社員、嘱託社員等の名称にかかわらず、当該事業場で定める所定労働時間を勤務する労働者、②短時間労働者であって、労働日及び労働日における労働時間が定型的・固定的に定まっている労働者のほか、③短時間労働者であって、月、週又は日の所定労働時間が、一定期間ごとに作成される勤務表により、非定型的に特定される労働者(以下「非定型的パートタイムヘルパー」という。)、④短時間労働者であって、急な需要が生じた場合にのみ臨時に雇入れられる労働者など、種々の勤務形態のものがみられる。

これらの中で、非定型的パートタイムヘルパーは、訪問介護労働者の多数を占めており、利用者からの訪問介護サービスの利用申込みに連動して、 月、週又は日の所定労働時間が非定型的に特定されるため、労働条件の明示、労働時間の把握、休業手当の支払、賃金の算定等に関して、労働 基準法等関係法令上の問題点が多くみられること。

#### 2 訪問介護労働者の法定労働条件の確保上の問題点及びこれに関連する法令の適用

#### (1)労働条件の明示

訪問介護事業においては、訪問介護労働者の雇入れ時に、労働条件の明示がなされないことやその明示内容が不十分であることなどにより、労働条件の内容を巡る問題が生じている場合も認められるところであるが、労働条件の明示に当たっては、以下の事項に特に留意する必要があること。

#### ア 労働契約の期間

非定型的パートタイムヘルパー等については、労働日と次の労働日との間に相当の期間が生じることがあるが、当該期間も労働契約が継続しているのかどうかを明確にするため、労働条件の明示に当たっては、労働契約の期間の定めの有無並びに期間の定めのある労働契約の場合はその期間及び労働契約を更新する場合の基準を明確に定めて書面を交付することにより明示する必要があること(法第15条第1項、労働基準法施行規則(以下「規則」という。)第5条第1項第1号及び第1号の2、同条第3項)。

なお、労働契約を更新する場合においては、その都度改めて労働条件を明示する必要があること。

#### イ 就業の場所及び従事すべき業務等

明示しなければならない労働条件のうち、就業の場所及び従事すべき業務(規則第5条第1項第1号の3)、労働日並びにその始業及び終業の時刻、休憩時間(同項第2号。以下「労働日及びその勤務時間帯」という。)については、これが月ごと等の勤務表により特定される場合には、勤務の種類ごとのこれらに関する考え方を示した上で、当該労働者に適用される就業規則上の関係条項名を網羅的に示し、契約締結時点での勤務表を示すことで足りること。

#### (2)労働時間及びその把握

訪問介護事業においては、非定型的パートタイムヘルパー等が訪問介護の業務に直接従事する時間以外の時間を労働時間としていないものが認められるところであるが、訪問介護労働者の移動時間や業務報告書等の作成時間などについて、以下のアからエにより労働時間に該当する場合には、適正にこれを把握する必要があること(法第32条)。

#### ア 移動時間

移動時間とは、事業場、集合場所、利用者宅の相互間を移動する時間をいい、この移動時間については、使用者が、業務に従事するために必要な移動を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合には、労働時間に該当するものであること。

具体的には、使用者の指揮監督の実態により判断するものであり、例えば、訪問介護の業務に従事するため、事業場から利用者宅への移動に要した時間や一の利用者宅から次の利用者宅への移動時間であって、その時間が通常の移動に要する時間程度である場合には労働時間に該当するものと考えられること。

#### イ 業務報告書等の作成時間

業務報告書等を作成する時間については、その作成が介護保険制度や業務規定等により業務上義務付けられているものであって、使用者の 指揮監督に基づき、事業場や利用者宅等において作成している場合には、労働時間に該当するものであること。

#### ウ 待機時間

待機時間については、使用者が急な需要等に対応するため事業場等において待機を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合には、労働時間に該当するものであること。

#### 工 研修時間

研修時間については、使用者の明示的な指示に基づいて行われる場合は、労働時間であること。また、研修を受講しないことに対する就業規則上の制裁等の不利益な取扱いがある場合や研修内容と業務との関連性が強く、それに参加しないことにより、本人の業務に具体的に支障が生ずるなど実質的に使用者から出席の強制があると認められる場合などは、たとえ使用者の明示的な指示がなくとも労働時間に該当するものであること。

#### (3)休業手当

訪問介護事業においては、利用者からの利用申込みの撤回を理由として労働者を休業させた場合に、休業手当を支払っていないものが認められるところであるが、労働日及びその勤務時間帯が、月ごと等の勤務表により訪問介護労働者に示され、特定された後、労働者が労働契約に従って労働の用意をなし、労働の意思を持っているにもかかわらず、使用者が労働日の全部又は一部を休業させ、これが使用者の責に帰すべき事由によるものである場合には、使用者は休業手当としてその平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければならないこと(法第26条)。

したがって、利用者からの利用申込みの撤回、利用時間帯の変更を理由として労働者を休業させる場合には、例えば、他の利用者宅での勤務の可能性について然るべき検討を十分に行ったかどうか等当該労働者に代替業務を行わせる可能性等を含めて判断し、使用者として行うべき最善の努力を尽くしたと認められない場合には、使用者の責に帰すべき事由があるものとして休業手当の支払が必要となること。

ただし、利用者からの利用申込みの撤回、利用時間帯の変更の要請に対し、使用者が当該労働者に対し他の利用者宅で勤務させる等代替業務の提供を行った場合、あるいは、就業規則の規定に基づく始業・終業時刻の繰上げ、繰下げによる勤務時間帯の変更や休日の振替による労働日の変更を行い他の利用者宅で勤務させる等必要な業務の提供を行った場合には、休業手当の支払は必要ないこと。

なお、1日の労働日の一部のみ、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合についても、現実に就労した時間に対して支払われる賃金が1日分の平均賃金の100分の60に満たないときは、その差額を支払わなければならないこと。

#### (4)賃金の算定

- ア 訪問介護事業においては、訪問介護の業務に直接従事する時間以外の労働時間である移動時間等について、賃金支払の対象としているのかどうかが判然としないものが認められるところであるが、賃金はいかなる労働時間についても支払われなければならないものであるので、労働時間に応じた賃金の算定を行う場合は、訪問介護の業務に直接従事する時間のみならず、上記(2)の労働時間を通算した時間数に応じた賃金の算定を行うこと。
- イ 訪問介護の業務に直接従事する時間と、それ以外の業務に従事する時間の賃金水準については、最低賃金額を下回らない範囲で、労使の 話合いにより決定されるべきものであること。

賃金が最低賃金額以上となっているかどうかは、

- ① 時間によって定められた賃金(以下「時間給」という。)の場合は、当該時間給を時間によって定められた最低賃金額(時間額)と、
- ② 日、週、月によって定められた賃金の場合は、その金額を当該期間における所定労働時間数で除した当該時間当たりの金額を時間によって定められた最低賃金額(時間額)と、

比較することにより判断するものであること(最低賃金法第4条、最低賃金法施行規則第2条)。

なお、労働者の受ける賃金について、基本給が時間給により、その他職務手当等が月によって定められた賃金により定められているなど、上記①及び②の賃金で構成される場合には、当該基本給と職務手当等についてそれぞれ①及び②の方法により時間当たりの金額を算出し、その合計額を、時間によって定められた最低賃金額(時間額)と比較すること。

訪問介護労働者は、利用者宅に移動することを前提に訪問介護の業務に従事するものであり、通常その移動に要する費用については、事業の必要経費との性格を有し、事業場が実費弁償として支給している旅費、交通費等は、一般的には労働の対償ではないことから賃金とは認められないので、最低賃金額との比較に当たっては、比較対象の賃金額には算入しないこと。

#### (5)年次有給休暇の付与

訪問介護事業においては、年次有給休暇について、短期間の契約期間が更新され6箇月以上に及んでいる場合であっても、例えば、労働契約が1箇月ごとの更新であることを理由に付与しない例が認められるところであるが、雇入れの日から起算して6箇月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤している場合には、法に定めるところにより年次有給休暇を付与する必要があること(法第39条)。なお、年次有給休暇の付与要件である「継続勤務」とは、在籍期間を意味し、継続勤務かどうかについては、単に形式的にのみ判断すべきものでなく、勤務の実態に即し実質的に判断すべきものであること。

また、非定型的パートタイムヘルパー等について、年次有給休暇が比例付与される日数は、原則として基準日において予定されている今後1年間の所定労働日数に応じた日数であるが、予定されている所定労働日数を算出し難い場合には、基準日直前の実績を考慮して所定労働日数を算出することとして差し支えないこと。したがって、例えば、雇入れの日から起算して6箇月経過後に付与される年次有給休暇の日数については、過去6箇月の労働日数の実績を2倍したものを「1年間の所定労働日数」とみなして判断することで差し支えないこと。

#### (6)就業規則の作成及び周知

使用者の中には、短時間労働者である訪問介護労働者については、就業規則の作成要件である「常時 10 人以上の労働者」には含まれないと誤解をしているものが認められるが、短時間労働者であっても「常時 10 人以上の労働者」に含まれるものであること(法第 89 条)。

また、就業規則については、常時事業場内の各作業場ごとに掲示し、又は備え付ける等の方法により労働者に周知する必要があること(法第106条第1項)。なお、事業場等に赴く機会の少ない非定型的パートタイムヘルパー等への周知については、書面を交付することによる方法を講ずることが望ましいこと(規則第52条の2第2号参照)。

#### (7)労働者名簿及び賃金台帳の調製及び保存

訪問介護事業においては、訪問介護労働者の労務管理を適切に行うため、各事業場ごとに労働者名簿を調製し、労働者の氏名、雇入の年月日、退職の年月日及びその事由等を記入するとともに(法第107条、規則第53条)、賃金台帳を調製し、労働者の氏名、賃金計算期間、労働日数、労働時間数、時間外労働時間数、基本給、手当その他賃金の種類毎にその額等を賃金の支払の都度遅滞なく記入する必要があること(法第108条、規則第54条)。

なお、訪問介護労働者に係る労働時間数等について、当該労働者が作成する業務報告書等により把握している場合は、使用者は、労働時間の 実態を正しく記録し、適正に報告を行うことについて、当該労働者に対し十分な説明を行うこと。

また、労働者名簿及び賃金台帳については、労働関係に関する重要な書類であるので、労働者名簿については労働者の退職等の日から、賃金台帳については最後の記入をした日から、それぞれ3年間保存する必要があること(法第 109 条、規則第 56 条)。

## 労働条件通知書

	殿				
	使用者職氏名				
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり (年月日~年月 ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無	日)			
	[自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない・そ2 契約の更新は次により判断する。	その他	(	) ]	
	・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他(				
	【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間: I (高度専門)・Ⅱ (定年後の高齢者) I 特定有期業務の開始から完了までの期間 ( 年 か月 (上限 10 年)) Ⅱ 定年後引き続いて雇用されている期間				
就業の場所					
従事すべき	【左期司田杜山杜黑池)。上 7 此间 6 44 4. (专席市明) 6 46 A.				
業務の内容	【有期雇用特別措置法による特例の対象者(高度専門)の場合】 ・特定有期業務(開始日:	完了日	:	)	
始時間換((1)を)の時間、(1)を)ができる。外間、(1)を)ができる。外間、(1)を)ができる。外間が、(1)を)が、(1	(4) 事業場外みなし労働時間制;始業( 時 分) 終業( 時 分) (5) 裁量労働制;始業( 時 分) 終業( 時 分) を基本とし、労(る。 ○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条、第 条~第 条 2 休憩時間( )分 3 所定時間外労働の有無 ( 有 (1週 時間、1か月 時間、1年 時間) 4 休日労働( 有 (1か月 日、1年 日), 無 )		央定に		
休日	・定例日;毎週 曜日、国民の祝日、その他( ) ・非定例日;週・月当たり 日、その他( )				
及び 勤務 日	・1年単位の変形労働時間制の場合-年間 日 (勤務日)				
	毎週 ( ) 、その他 ( )  ○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条				
休 暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有・無) → か月経過で 日 時間単位年休(有・無) 2 代替休暇(有・無) 3 その他の休暇 有給( ) 無給( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )				

(次頁に続く)

賃 金	1 基本賃金 イ 月給 ( 円)、口 日給 ( 円)
	ハ 時間給(       円)、         ニ 出来高給(基本単価       円、保障給       円)
	ホ その他 (円)
	へ 就業規則に規定されている賃金等級等
	2 諸手当の額又は計算方法
	イ( 手当 円 /計算方法: )
	ハ
	ニ( 手当 円 /計算方法: )
	3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率
	イ 所定時間外、法定超 月60時間以内( )%
	月60時間超 ( ) %
	所定超 ( )%
	口 休日 法定休日( )%、法定外休日( )%
	ハ 深夜 ( ) % 4 賃金締切日 ( ) 一毎月 日、 ( ) 一毎月 日
	4   賃金締切日 ( ) 一毎月 日、 ( ) 一毎月 日
	6 賃金の支払方法(
	7 労使協定に基づく賃金支払時の控除(無 , 有 ( ) )
	8 昇給( 有(時期、金額等 ) , 無 )   9 賞与( 有(時期、金額等 ) , 無 )
	10   退職金 ( 有 (時期、金額等
退職に関す	1 定年制 ( 有 ( 歳) , 無 )
る事項	2 継続雇用制度(有( 歳まで) , 無 )
	3 自己都合退職の手続(退職する 日以上前に届け出ること) 4 解雇の事由及び手続
7. 10 lih	
その他	・社会保険の加入状況( 厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他 ( ) ) ・雇用保険の適用 ( 有 , 無 )
	・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口
	部署名 担当者職氏名 (連絡先 )
	・その他(
	・具体的に適用される就業規則名( )
	※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。
	労働契約法第18条の規定により、有期労働契約(平成25年4月1日以降に開始するも
	の)の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者か
	ら申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない ・ 労働期約に転換されます。ただし、
	労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合
	は、この「5年」という期间は、平理和書の「笑が期间」欄に明かしたとわりとなり   ます。
	L

- ※ 以上のほかは、当社就業規則による。
- ※ 本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び短時間労働者の雇用管理の改善等に 関する法律第6条に基づく文書の交付を兼ねるものであること。
- ※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

## 介護労働者を使用する事業場への支援策のご案内

## 労務管理や労働災害防止に係る知識を習得したい

事業場における適正な職場環境の形成に向け、労務管理や労働災害防止などについて、説明会の開催や専門家の派遣による支援を、無料で行う事業です。

く委託事業名称>

介護事業場就労環境整備事業

●実施内容:「説明会の開催」、「専門家の派遣による支援」

問い合わせ先:厚生労働省労働基準局監督課特定分野労働条件対策係

電話:03-5253-1111(内線5543)

## 介護福祉機器の導入や賃金制度の整備を行う

介護労働者の身体的負担の軽減につながる機器を導入した場合等に、助成金を支給します。

<助成金名称>

職場定着支援助成金(介護福祉機器等助成)

●助 成 額:要した費用の「1/2」(上限300万円)

●対象機器:「移動・昇降用リフト」、「ストレッチャー」、「特殊浴槽」、「車いす体重計」など

職場定着支援助成金(介護労働者雇用管理制度助成)

●助 成 額 : 制度整備助成 50万円

目標達成助成(※) 第1回:60万円、第2回:90万円

(※)目標達成助成は、一定期間経過後に離職率の目標を達成した場合に支給。

問い合わせ先:都道府県労働局職業安定部またはハローワーク

## 介護労働者の雇用管理について相談する

(公財)介護労働安定センターで、介護労働者の雇用管理についての相談をお聞きしています。

●相談内容:「処遇改善」、「キャリアパスの構築」、「効果的研修の実施」、「夜間勤務 の改善」など、介護労働者の雇用管理について

問い合わせ先:(公財)介護労働安定センター各支部 http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/list.html

そのほかの介護労働者を使用する事業場への支援策は 厚生労働省HPをご覧ください。

厚生労働省 介護労働支援ガイド

検索

このパンフレットに関するお問い合わせ (このページに関するものは除く。)は、 最寄りの労働基準監督署、都道府県労働局労働基準部にお願いします。

